

参 考 資 料

令和8年5月14日(木)
高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会

< 共通事項 >

津波による建物の被害推定の詳細P. 2
液状化に関する施策についてP. 3 ~P. 4
地震火災についてP. 5
嵩上げ・移転における建物再建支援P. 6 ~P. 7
嵩上げ時の段差についてP. 8 ~P. 9
嵩上等に要する土量の確保についてP.10
現地再建方策及び支援事例についてP.11
復興土地区画整理事業についてP.12~P.13
建築制限及び支援についてP.14~P.15
二線堤形成イメージP.16
三重防護事業についてP.17
復興(再建)対策の事例紹介P.18~P.22
復興に向けたスケジュールP.23

< 地区別事項 >

五台山・高須地区P.24~P.33
・土地利用図	
・被害想定図～築年別建物分布図	
・災害リスク（洪水ハザードマップ）	
・災害リスク（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）	
・復興計画の期間	
・その他関連資料	
大津・介良地区P.34~P.42
布師田・一宮地区P.43~P.51

津波による建物の被害推定の詳細～考え方

次頁に示す東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）から、個別建物の被害の様相について下表のように設定したものです。

■建物の被害の様相 ※建物の被災区分は東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）による

※東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、浸水深区分について2m「超」「以下」としている。

区分	内容(右下図参照)	図表示区分
×	全壊被害の可能性:(全壊となる浸水可能性が50%以上)	全壊被害の可能性
■(浸水深2m超)※	甚大被害の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね80%以上、全壊は概ね50%以上)	甚大被害の可能性(浸水深2m超)※
□(浸水深2m以下)※	大修理の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね50%以上、全壊は概ね20%未満)	半壊(大修理)の可能性(浸水深2m以下)※
▲	:半壊家屋想定:(半壊程度の浸水可能性が50%以上)	要修理の可能性
△	:軽被害家屋想定:(一部損壊・被災なしの浸水可能性が50%以上)	軽度被害の可能性
□	浸水なし	

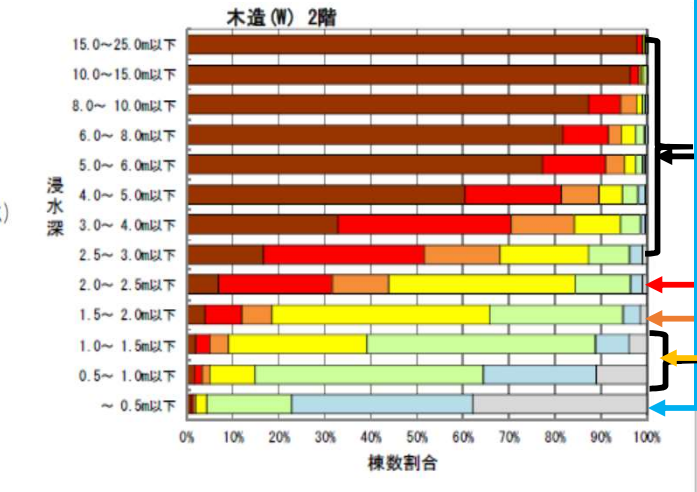
■建物用途・構造・階数別、津波浸水深別被害の様相の設定

建物区分			浸水深										
用途	構造	階数	浸水なし	0.0~0.5m	0.5~1.0m	1.0~1.5m	1.5~2.0m	2.0~2.5m	2.5~3m	3~6m	6~10m	10m以上	
住宅(専用・併用)	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	
	(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	
非住宅	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	
	(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×	
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×	

■東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）※木造2階建ての場合

凡例

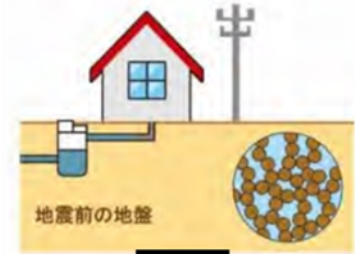
- 全壊(流失)
- 全壊
- 全壊(1階天井以上浸水)
- 大規模半壊
- 半壊(床上浸水)
- 一部損壊(床下浸水)
- 被災なし



液状化について



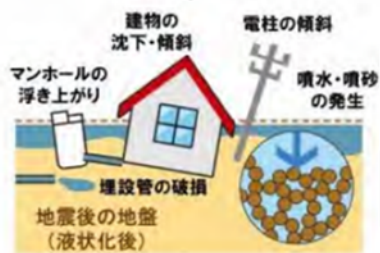
液状化はどうやって起こるの？



土の粒子が互いに支えあい、その間を水が満たして、地盤を支えています。



地震によって、土の粒子の結合がなくなり、水に浮いた状態となります。



土の粒子は水と分離し、地盤の沈下や亀裂が発生します。

液状化が発生しやすい条件

- ① 地下水位が高い
- ② 砂地盤（特に砂の粒形が均一である）
- ③ 震度5強程度以上

■令和6年能登半島地震液状化被害の分布と特徴
 国立研究開発法人防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門 先名重樹
 令和5年度第4回災害レジリエンス共創研究会（令和6年3月5日）

液状化による被害の状況

液状化が起きることで地盤が液体のようにドロドロになり、建物や構造物・塀等が沈んだり傾いたりします。また、マンホールや埋設管（水道管・下水道管等）が浮き上がったりします。



①石川県



②富山県



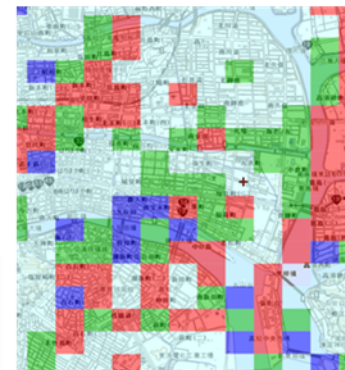
①② ■令和6年能登半島地震における被害と対応 国土交通省 令和6年6月

液状化可能性予測図

県が公表している「液状化可能性予測図」では液状化が起こる可能性がある地域を示しています。

※液状化可能性予測は、必ず液状化が発生するしないを断定したものではありません。

- 液状化の可能性なし
- 液状化の可能性が小
- 液状化の可能性が中
- 液状化の可能性が大



■高知県防災マップ「液状化可能性予測図」

液状化について

事前対策はできるの？

個人での対策

事前に対策を行う場合は、今住んでいる土地の土質を変えるか、支持杭を液状化しない支持層まで打ち込む必要があります。
 ただし、民有地における対策は原則として所有者等の責任において行うものとされているため、いずれの対策も個人負担となります。

※自治体によっては地盤調査・液状化対策の工事への補助金を一部負担している事例があります。

①土質を変える

- ・地盤改良
- ・地下水低下工法

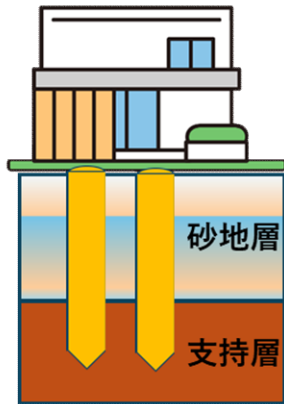


「土質」土の性質や特徴

「支持杭」建物や構造物を支えるために地面に打ち込む杭（くい）の一種

「支持層」建物や構造物の重さをしっかり支えることができる固い地盤の層

②支持層まで杭を打つ

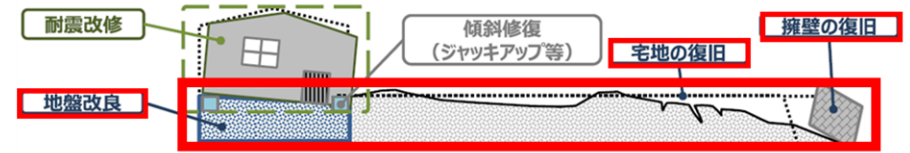


液状化発生後の対策

個人での対策 液状化対策事業支援

対象範囲（イメージ）引用元：石川県かほく市HP、石川県かほく市災害復興対策課 液状化対策に関する住民説明会資料より

- 復旧工事
- 地盤改良工事
- 傾斜修復工事



石川県かほく市 事例 補助率：補助対象となる工事金額 から 50万円 を控除した額の 6分の5
 工事金額限度額「1,200万円」（工事金額が左記以上の場合、補助金額は最大「958.3万円」）
 ※補助率は自治体によって異なります。

行政+住民での対策 街区単位の液状化対策

市街地液状化対策推進ガイドンス(令和元年6月、国土交通省都市局都市安全課)及び能登半島地震による液状化対策に関する新潟市パンフレットより)

街区単位の液状化対策の手順



公道で囲まれた複数の宅地で形成される街区において、大地震が発生した際に液状化を起りにくくするために、一体的に対策を行います。

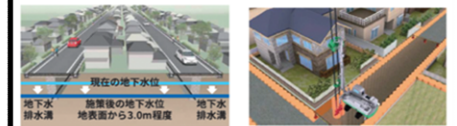
※検討の結果、対策が実施できない場合もある。



事業の留意点

- 地区・街区の住民の合意が必要です。
- 地盤調査等の結果や検討工法によっては事業が実施できない場合があります。
- 事業実施及び工法によっては維持管理費用に関する費用負担が生じます。

街区単位の主な対策工法



地下水水位低下工法
 地下水位を下げることで液状化の発生を抑制します。

格子状地中壁工法
 地下にコンクリートの壁を作ることで、砂粒がばらばらに動かないようにし、液状化の発生を抑制します。

宅地液状化防止事業

(国土交通省HPより)

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助します。

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

国費率：1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）

交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費用及び工事費

地震火災について

「高知市地震火災対策計画」

地震から命を守るためには、揺れや津波への備えだけではなく、地震火災にも備えていく必要があります。木造住宅密集地域において火災が同時多発的に発生すると、家屋の倒壊などにより、道路が通行できなくなり、消防車両などの到着が遅れることが予想されます。

高知市では揺れや津波などに備える計画に加え、南海トラフ地震発生時に想定される「地震火災」による人的被害の軽減を図ることを目的に、高知市地震火災対策計画を策定しています。

「高知市内における重点推進地区」

	地区名
高知市	一宮東町
	薊野西秦東地区
	前里地区
	加賀野井地区
	東久万地区
	小高坂東地区
	小高坂西地区
	旭北地区
旭駅周辺地区	



出典元：阪神・淡路大震災「1.17の記憶」

重点推進地区とは・・・木造住宅が密集している市街地において、地震の発生時刻や風速などの状況により、延焼が拡大するエリアを避けて安全に避難することが困難となる可能性がある地区のことです。高知市では、以下の8つの地区が重点推進地区に該当しています。

※重要な文化施設が分布している五台山周辺でも消防活動計画を定め、所定の防火水槽などから迅速に消火活動が実施できるように計画されています。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」

密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である地域を国が指定し、土地区画整理事業を実施しています。【高知市：下島町、中須賀町、水源町、幸町】

嵩上げ・移転における建物再建支援について

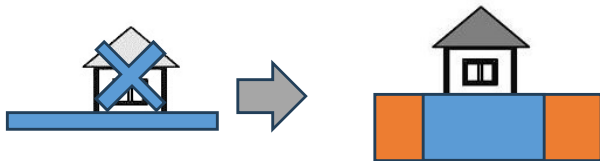
嵩上げ(土地区画整理事業)における建物再建について

・事業実施時点での建物の状況により、下記による支援で再建。支援規模を超えた建築費については自己負担となります。(支援等の内容・額は建物の被災状況により、いずれが不利等となるものではありません。)

建物が全壊等の場合

被災

嵩上げた土地で再建



建物が**流失・全壊等**
(公費解体・除却)

土地は換地(減歩)

①補償・支援費用

建物・動産移転等がないため必要な場合の仮住居費等 (仮設住宅とは重複しない)

②被災者支援等※

全壊に応じた、被災者生活再建支援金、基金等による支援金、住宅ローン支援等

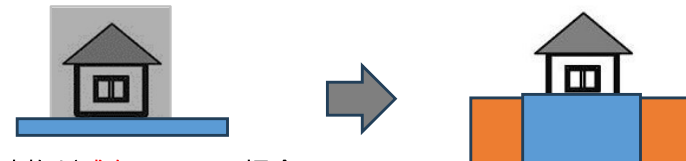
③個人負担 = 建物新築費用等 - ① - ②

※建物が残存する場合に比較し、①はごく少ないが②は建設の必要に応じて増額される

建物が残存する場合

被災

嵩上げた土地で再建



建物が**残存**している場合
(公費解体・除却の対象外等)

土地は換地(減歩)

①補償等費用

元の住宅について再(新)建築に要する費用を被害・経過年数等に応じて低減した補償費や引越等の費用

②被災者支援等※

被害に応じた被災者生活再建支援金、基金等による支援金、住宅ローン支援等(全壊の場合より低減されます)

③個人負担 = 建物新築費用等 - ① - ②

※建物が全壊等の場合に比較し、②は少ない

※被災者支援制度

・生活再建支援金制度(最大300万円)や自治体・国等による支援

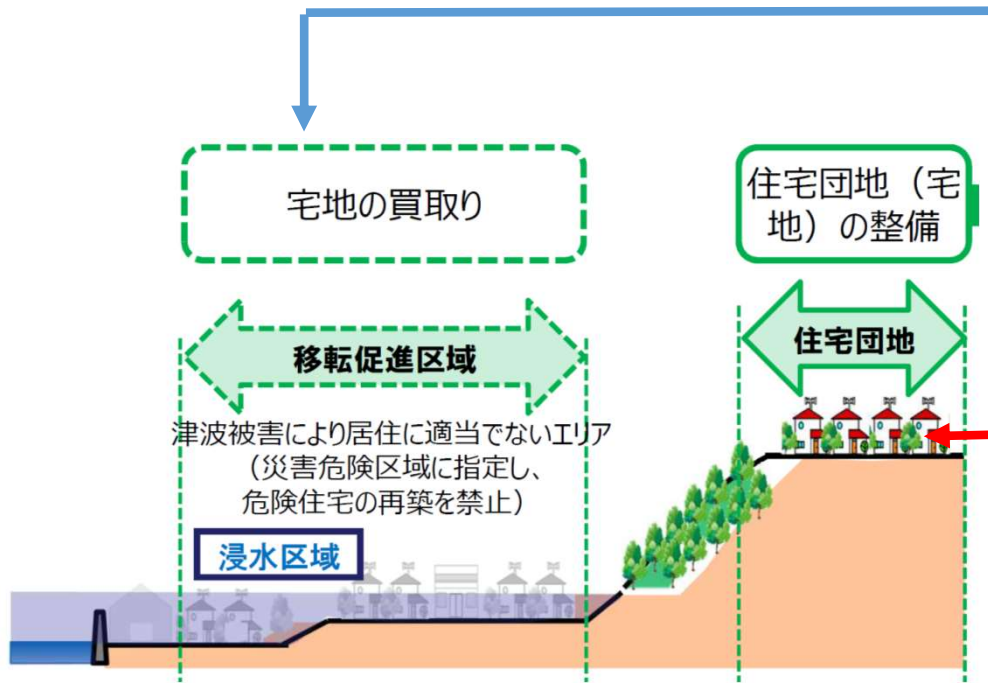
(EX. 石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金 最大200万円)

・購入・建設金利の支援やローン支援

(EX. 住宅金融支援機構による建設・取得の場合限度額5500万円)

嵩上げ・移転における建物再建支援について

防災集団移転促進事業による支援・助成等の内容



東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業(国土交通省)及び防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料集【共通編】(令和7年度 都市局都市安全課)に基づき編集助成金額等は令和7年時点

住宅敷地を購入・住宅を建設又は購入の場合

【移転者が負担する費用】

住宅の新築費用等 + 住宅の敷地取得費用等① - ②
 ※建物が全壊等の場合に比較し、②は少ない

【① 移転者に対する支援措置】

- 従前お住まいの土地等を買取ってもらえます。
- 従前お住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について 所得税に係る特例措置が適用されます。
- 被災者生活再建支援金（加算支援金200万円）が交付されます。
- 引越代等が補助されます。（最大97.5万円）

【② 住宅ローンを借りて住宅団地内で建設】

- 従前住宅が全壊した場合には、災害復興住宅融資が用意されます。
- 住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大731.8万円(特殊土壌地帯の場合、高知県は全域)（住宅4,650,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成608,000円）
- 住宅ローン減税が適用されます。

※表示金額は令和7年度時点

※注 移転促進区域内から災害公営住宅に移転する場合も土地の買い取り等や、引越代金等の助成があります

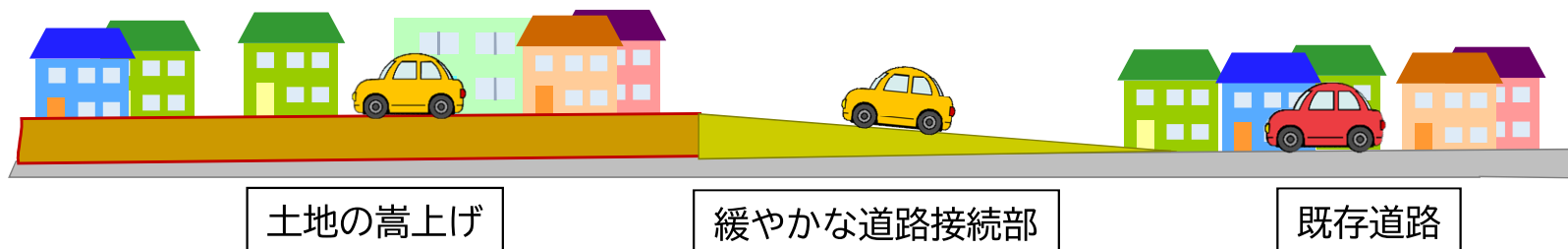
嵩上げ時の段差について

■周辺道路の整備と嵩上げ部との接続等

- ・嵩上げ部とは現況ネットワークの維持のため、緩やかな道路勾配（5%未満）等での接続を図る。
- ・各宅地は現況道路による接道条件を確保・改善



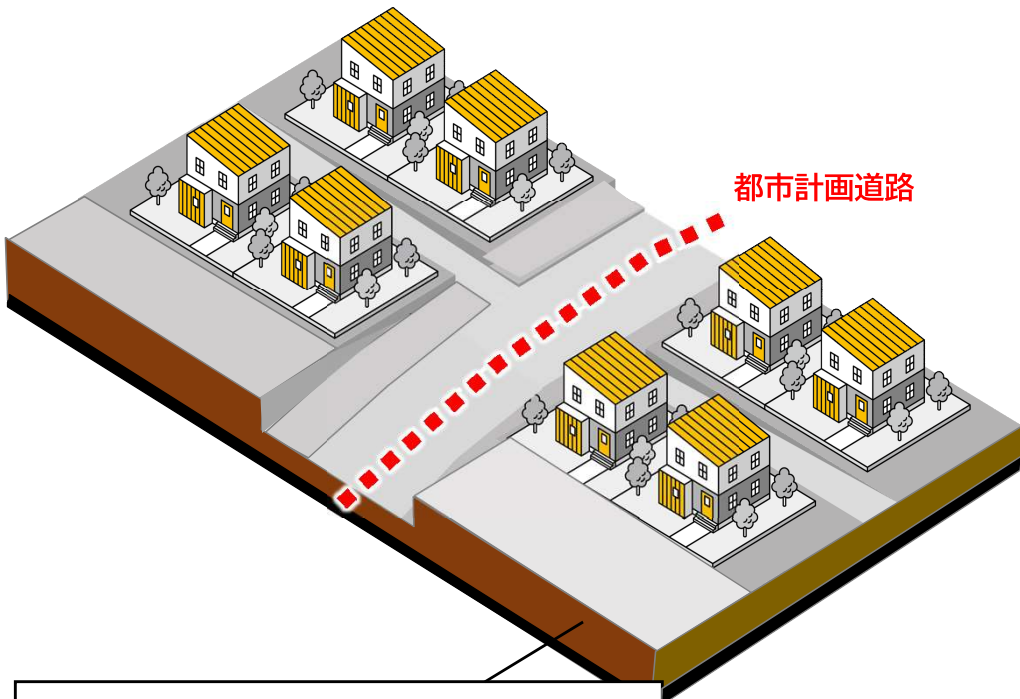
断面イメージ



嵩上げ時の段差について

イメージ①

土地区画整理事業による沿道住宅市街地
※都市計画道路の嵩上げにより沿道宅地差の段差を減少

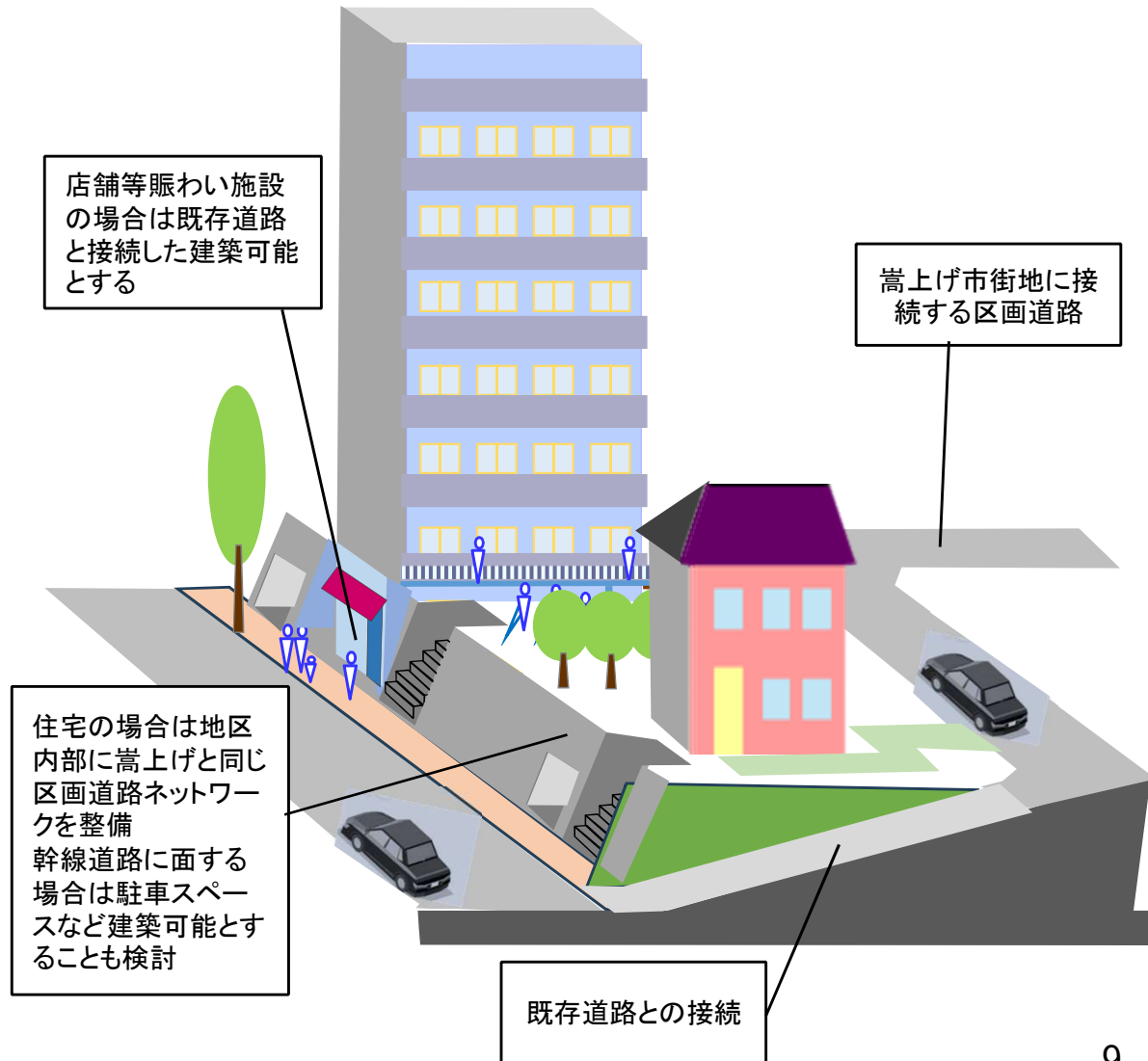


区画整理による面的な嵩上げ
計画嵩上げ地盤高：～3.0m想定
（都市計画道路路面からの高低差：～1m想定）

※嵩上げ高さや道路勾配等はイメージとして表現しています

イメージ②

既存幹線道路沿道における嵩上げ市街地形成イメージ



店舗等賑わい施設
の場合は既存道路
と接続した建築可能
とする

嵩上げ市街地に接
続する区画道路

住宅の場合は地区
内部に嵩上げと同じ
区画道路ネットワー
クを整備
幹線道路に面する
場合は駐車スペー
スなど建築可能とす
ることも検討

既存道路との接続

嵩上等に要する土量の確保について

地区別事前復興まちづくり計画 盛土概算土量（全8地区）

地区番号等	面積:ha	①平均地盤 :m※1	②平均浸水深 :m※2	③計画嵩上げ地 盤高:m※2	④平均盛土高 :m~②		⑤平均土量 :万m ³		⑥平均換算土量 一律1.0	
					A 余裕高なし	B 余裕高(一律:)	A 余裕高なし	B 余裕高(一律:)	A 余裕高なし	B 余裕高(一律)
三里	8.7	2.6	2.1	4.9	2.1	3.1	18.1	26.8	18.1	26.8
潮江	29.2	0.8	1.8	2.7	2.2	3.2	62.9	92.1	62.9	92.1
中央	73.5	1.1	1.6	2.9	1.8	2.8	146.3	208.9	146.3	208.9
長浜	31.6	4.9	2.9	9.4	4.5	5.5	141.9	173.5	141.9	173.5
春野	37.4	5.2	3.4	10.3	4.3	5.3	161.6	199.0	161.6	199.0
大津・介良	13.2	0.6	2.4	4.2	3.6	4.6	47.1	60.3	47.1	60.3
布師田・一宮	1.9	1.3	0.8	2.5	1.2	2.2	2.3	4.2	2.3	4.2
五台山・大津	9.8	0.6	1.8	3.2	2.4	3.4	24.0	33.8	24.0	33.8
合計	205.3	2.4	2.2	5.4	2.9	3.9	604.1	798.5	604.1	798.5

地区別事前復興まちづくり計画で推定される盛土概算土量は約600万m³～800万m³と推定される。

盛土材の確保については下記のような方法が考えられる。

津波による災害廃棄物、津波堆積物の再生利用による対応

東日本大震災における仙台では宅地造成用盛土材として処理された災害廃棄物をリサイクルして活用。

公共残土による確保

対象区域内での移転先となる高台造成地に伴う、発生土の流用。

南海トラフ地震は高知県沿岸市町村の広範囲にわたる被害が想定されるため、広域で連携した盛土材の活用。

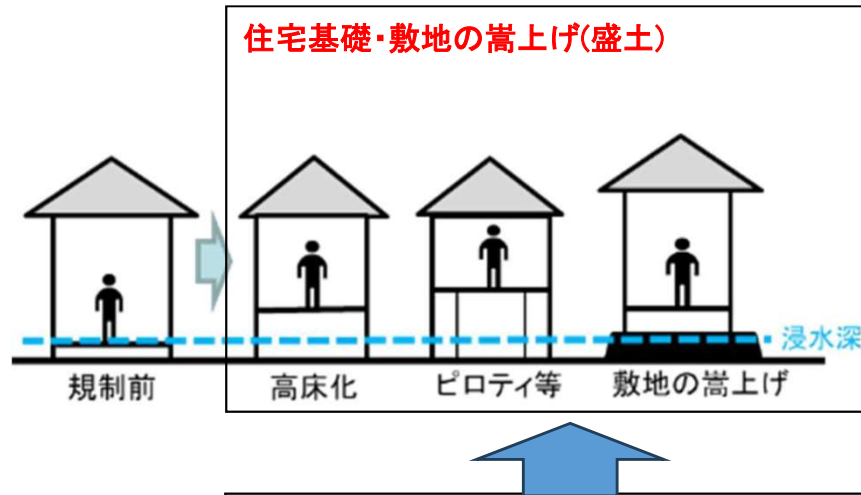
（他市町村から発生する残土等）

参考 令和7年度 公共残土

高知市 102,889m³
県全域1,992,113m³

現地再建方策及び支援事例について（想定浸水深2m未満）

■現地再建方策のイメージ



住宅等の再建に際しての支援の実施

※支援の対象となる区域を定める。

- ・補助対象・期間を限定して設定(仙台市事例)
- ・災害危険区域指定において想定浸水深2m未満に関する建築制限区域を定める(建築可能な用途、構造を定める→宮古市の災害危険区域における第2,3種区域の制限参照)

※支援内容の事例は右に示す仙台市事例参照

■現地再建(盛土や基礎の嵩上げ等)に関する支援事例(仙台市)

仙台市では東日本大震災からの復興に際し、市が指定する補助対象区域(災害危険区域外※)について、現地での戸建て住宅の再建のための盛土や住宅基礎の嵩上げ等に対して、支援が実施されました。

※仙台市では、(東日本大震災の復興において)予測される浸水深2mを超える区域は災害危険区域として住宅等は建築禁止、移転に際して別途支援が実施されています。

仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において、移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が、現地での戸建て住宅再建のために、盛土、または住宅の基礎のかさ上げ等の津波被災宅地防災対策工事を実施する場合に、工事費用の一部を助成します。(なお、被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手しているものについては、さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

被災時に補助対象区域内に存在していた戸建て住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方(法人を除く)、またはその親族

補助対象事業

項目	補助対象工事
基礎かさ上げ工事	既存の戸建て住宅の基礎を地盤面より0.5m以上の高さまでかさ上げる工事
高基礎工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より0.5m以上の高さの基礎を設ける工事
盛土工事	戸建て住宅の新築、増改築等に伴い、戸建て住宅の敷地を0.5m以上盛土する工事及びこれに付随する擁壁工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

【ご注意】

- 申込みには、以下のことが条件となります。
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
 - ・当該住宅またはその敷地の補助対象工事の施工箇所に対して、過去に補助金の交付を受けていないこと
 - ・当該住宅に居住していた方が、「仙台市津波被災宅地移転住宅再建に関する補助金」の交付を受けていないこと
- 平成24年3月31日までに工事完了するものが対象となります。
- 基礎のかさ上げ部分を居室として利用する場合は、補助対象外となります。
- 被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額

工事に係る数量に、下記の補助基本額を掛けた額の合計とし、460万円を限度額とします。

●「基礎かさ上げ工事」・「高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm _上 ～75cm _上	75cm _上 ～100cm _上	100cm _上 ～150cm _上	150cm _上 ～
1階床面積1㎡当り補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円

●「盛土工事」の場合

盛土高さまたは擁壁高さ	50cm _上 ～100cm _上	100cm _上 ～150cm _上	150cm _上 ～
盛土面積1㎡当り補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1㎡当り補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

担当:仙台市 復興事務局 復興まちづくり部 事業調整課 (相談・申請窓口の詳細い場所などは裏面へ)

※対策イメージについて水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月、国土交通省 都市局 水管理・国土保全局 住宅局)

※仙台市HP

復興土地区画整理事業について



土地区画整理事業ってなに？

・土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、安全で快適なまちを実現するための事業です。



面的な市街地整備による復興イメージ

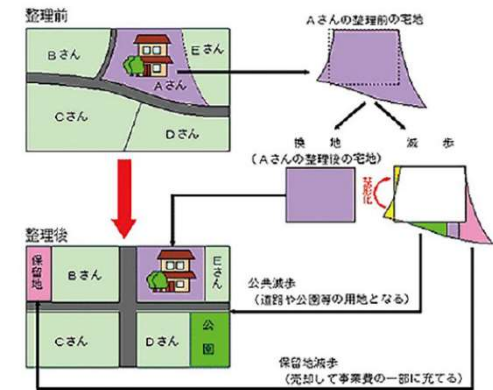
・津波等により甚大な被害を受けた地区では、土地区画整理事業等の面的な整備を行い、新たなまちづくりを目指すことが想定されます。



土地区画整理事業の仕組みは？

・土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地に充当することや、整備された街区に宅地が再配置される(換地)という特徴があります。

土地区画整理事業の仕組み(減歩・換地)



出典：国土交通省HP

東日本大震災における土地区画整理事業(65地区)の実施状況
(東日本大震災からの復興の状況に関する報告 令和6年12月 復興庁)

復興土地区画整理事業のイメージ



津波や地震による揺れのため家屋の多くが倒壊



被害を受けたみんなで街の復興を考える



道路が広がって安全な生活ができる

もしもの時に備えた防災公園を整備

市川市震災復興マニュアル資料を活用させていただき加工

復興土地区画整理事業について

復興土地区画整理事業事例

事業によるまちの変化状況



■神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業 協働と参画のまちづくりパンフレット 神戸市HP

事業の実施前後の状況(新長田駅北地区)

・阪神淡路大震災の全壊・全焼が著しかった地区や、東日本大震災で津波による壊滅的な被害を受けた地区等で実施されてきました。

■震災前
平成6年5月



■震災後
平成7年5月



■復興土地区画整理事業 計画図



■地区諸元と事業計画の概要

新長田駅北地区	
地区面積	59.6ha
震災前 人口・世帯数	7,587人・3,267世帯
状況	建物棟数 2,217棟
震災 状況	全壊数 1,580棟
	半壊数 200棟
	被災率 80%
事業計画決定	平成8年7月29日(42.6ha)平成9年3月31日(17ha追加)
減歩率	9% (新長田北エリア)
総事業費	約1,034億円

建築制限及び支援について (災害危険区域の指定)

災害危険区域の指定による建築制限の目的

- ・ **災害危険区域**とは、津波や高潮、出水(洪水)などの自然災害による**危険性が高い場所に指定**されるもので、大規模災害が起きた被災地等において、**区域内の建築物を制限や禁止することで災害による被害を予防**することを目的としています。(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の条例事例について右図参照)
- ・ 災害危険区域は、建築基準法第39条の規定に基づき、**地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定める**ことができる制度です。
- ・ 制限がかかる区域内に現存する建物等が、安全な区域に移転する場合に、公共による支援制度があります。

災害危険区域等にある既存不適格等の住宅等の移転や改修への支援制度

- ・ **がけ地近接等危険住宅移転事業**
災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転等に対して支援します。東日本大震災の復興に関する宮古市事例について下表参照。

がけ地近接等危険住宅移転事業による移転の支援の内容(宮古市)

○がけ地近接等危険住宅移転事業について

- ・対象となる建物:津波災害危険区域内にある住宅(宮古市災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、津波災害のおそれがあるとして建築基準法に基づき市が条例で指定した区域)

補助金の額【令和4年現在】

補助金の額の詳細	
対象	1戸当たりの補助限度額
3 津波災害危険区域内にある住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険住宅の除却費 建物の延べ面積×単価(単価は毎年度改訂) ・ 動産移転費など 97万5千円 ・ 建物助成費 421万円(建物325万円、土地96万円)

※国土交通省HP及び宮古市HPを参考に編集・加工

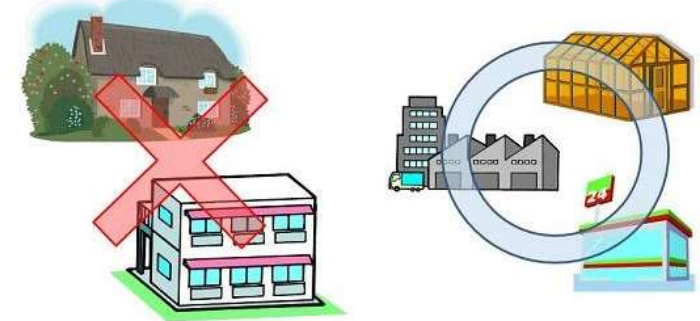
災害危険区域における建築制限の事例

(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の事例です。)

○制限の対象となる建物【宮古市事例】

住宅等(住宅、アパート、マンション、併用住宅および住居の用に供する建物)が制限の対象となります。

事務所、作業小屋、工場、倉庫、店舗などは、制限の対象とはなりません。



○想定される浸水深に応じた建築制限の内容事例【宮古市事例】

・想定浸水深2m以上

・浸水深2m以上(下記の2種は1m~2m未満, 3種は1m未満)



※宮古市HPを参考に編集

建築制限及び支援について (災害危険区域の指定)

災害危険区域条例事例(宮古市)

宮古市条例第26号 宮古市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予想浸水深 東日本大震災復興まちづくりに係る事業の完成後に、平成23年3月11日に発生した津波と同じ規模のものが発生した場合に予想される浸水の深さ
- (2) 第1種区域 予想浸水深が2メートル以上の地点を含む地形地物により区画された区域
- (3) 第2種区域 予想浸水深が1メートル以上2メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域
- (4) 第3種区域 予想浸水深が1メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域であって第1種区域又は第2種区域に隣接する区域
- (5) 住宅等 住宅、寄宿舍、長屋、共同住宅等住居の用に供する建築物

(災害危険区域の指定)

第3条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第39条第1項の災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)として指定する。

2 災害危険区域は、第1種区域、第2種区域及び第3種区域とする。

3 市長は、第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(住宅等の建築の制限)

第4条 第1種区域においては、住宅等を建築してはならない。

2 第2種区域及び第3種区域においては、市長が別に定める住宅等の構造等の基準を満たす場合を除き、住宅等を建築してはならない。

3 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(適用除外)

第5条 前条第1項及び第2項の規定は、第3条第1項の規定による災害危険区域の指定の際現に当該災害危険区域に存する住宅等を増築し、又は移転する場合については、適用しない。

(住宅等が区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 住宅等が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該住宅等の全部について災害危険区域内にあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

2 住宅等が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該住宅等の全部について、当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い災害危険区域にのみあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

(学校等の建築の制限)

第7条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第4条第1項及び第2項の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行う施設

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宮古市告示第190号

宮古市災害危険区域に関する条例(平成24年宮古市条例第26号)第4条第2項の住宅等の構造等の基準を次のように定める。

平成24年11月20日

宮古市長 山本 正徳



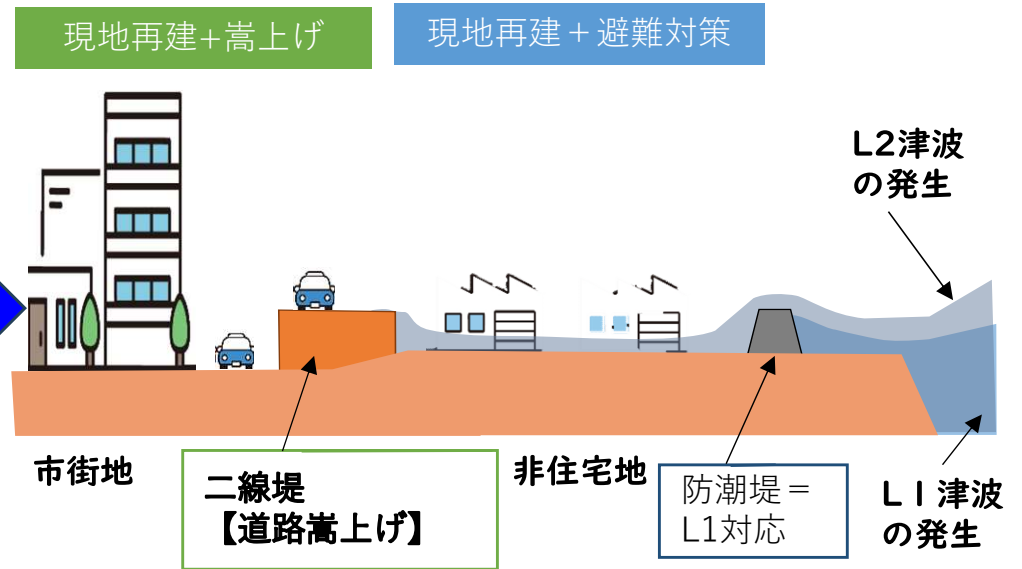
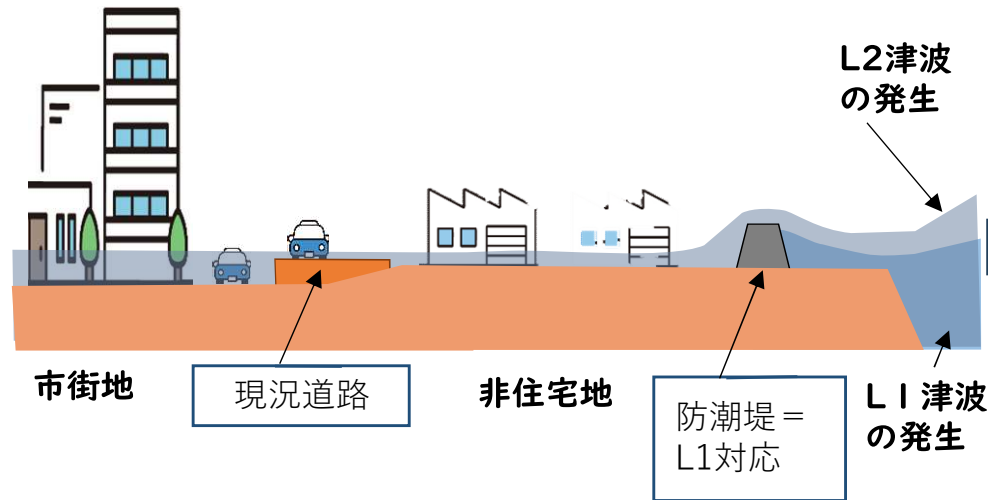
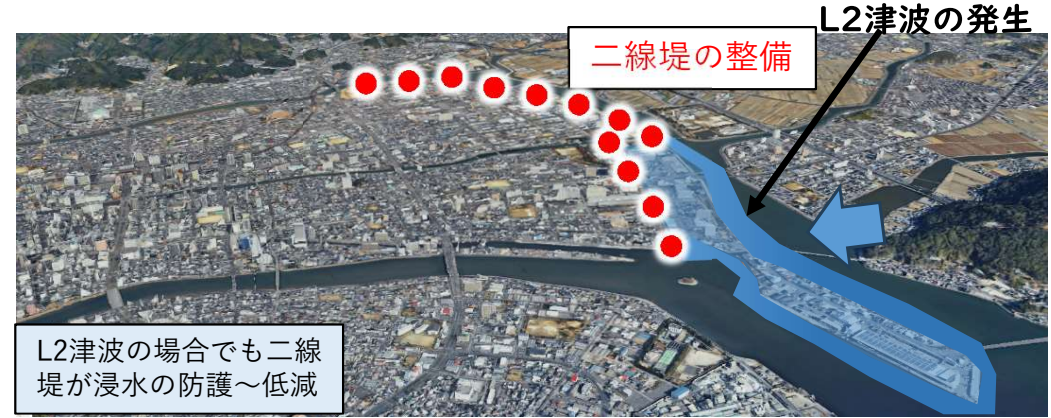
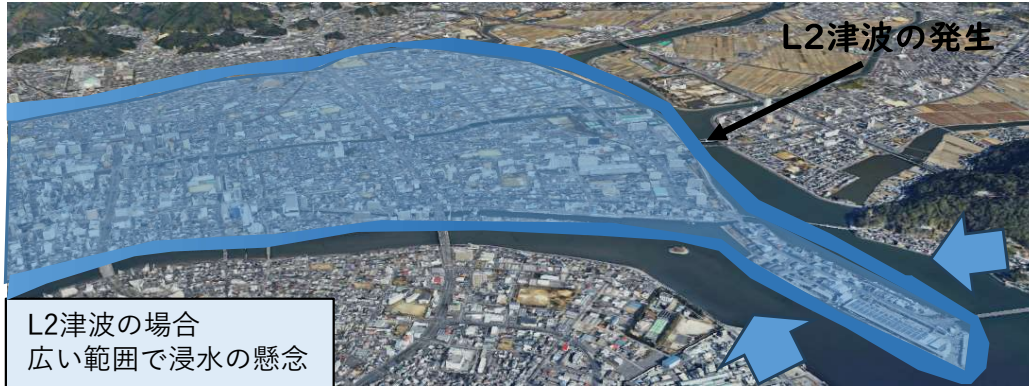
宮古市災害危険区域に関する条例第4条第2項の住宅等の構造等の基準は、次のとおりとし、そのいずれかを満たせば足りるものとする。

- (1) 住宅等の主要構造部(屋根及び階段を除く。)が鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のものであって、当該住宅等の1階以下の階に居室を設けないものであること。
- (2) 住宅等の敷地が面する道路のうち、高さが最も低い道路の中心線から当該住宅等の基礎の上端までの高さが第2種区域にあつては1.5メートル以上、第3種区域にあつては0.5メートル以上であること。

二線堤形成イメージ(二線堤の効果等)

津波による被災イメージ

二線堤による復興イメージ



※津波高さや浸水深等はおおよそのイメージを示しています。

三重防護事業について～

【事業の目的】

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、**三重防護**の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を確保する。

レベル1：津波の浸入を防ぐ(防災)
レベル2：避難時間を稼ぐ(減災)

【事業の概要】

・整備内容：

第1ライン：港湾施設

防波堤(東第一)、防波堤(東第二)、防波堤(南)、桂浜防波堤

第2ライン：湾口及び海岸保全施設

津波防波堤、水門、陸閘、堤防(改良)、護岸(改良)

胸壁(改良)、陸閘(改良)

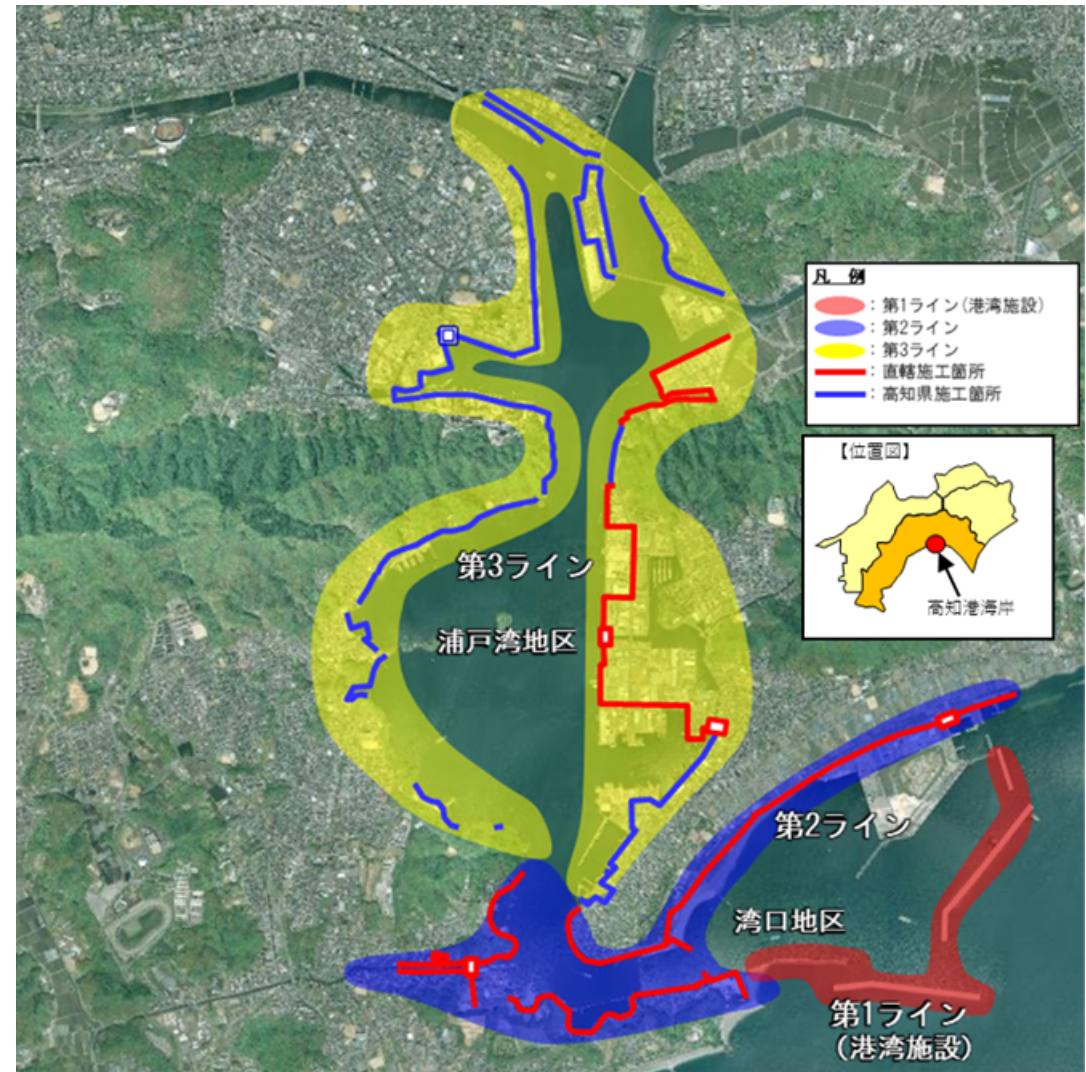
第3ライン：海岸保全施設

水門、堤防(改良)、護岸(改良)、胸壁(改良)、陸閘(改良)、堤防(改良)

・事業期間：平成28年度～令和13年度

・総事業費：940億円（うち、直轄事業は670億円）

※ 総事業費に第1ラインは含まない。



（高知港海岸における三重防護のイメージ）

出典：国土交通省資料を基に高知市作成

復興(再建)対策の事例紹介

被災した地域において、国・都道府県において、被災した中小企業等の施設・設備の復旧・再建支援のための補助制度を創設し、支援に取り組みられています。災害の状況や自治体の取組により名称や取組が異なり、過去の主な施策の事例を示します。

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨

石川県なりわい再建支援補助金

被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助
 補助対象者 石川県内に事業者を有する中小企業・小規模事業者等
 補助金額 上限15億円
 補助率 3/4（中堅企業等は1/2）



持続化補助金（災害支援枠）

被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取組に対する補助、最大200万円まで2/3補助、県が100万円まで上乗せする補助あり

熊本地震

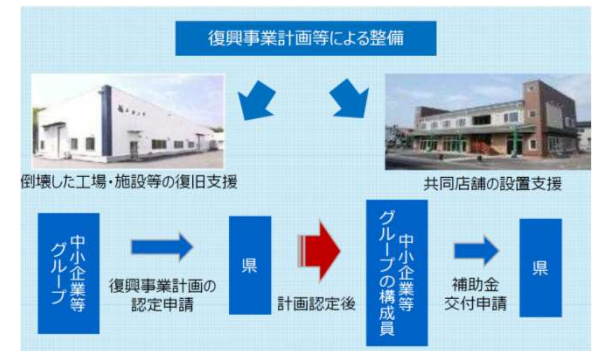
中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）

被災した中小企業等々の施設・設備の復旧を支援。復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等2社以上がグループを構成して復興事業計画を作成。県の認定を受けた場合に、グループに参加する中小企業が、施設・設備の復旧に係る支援を受けられる制度。

・対象経費：施設・設備の復旧費用・補助率：3/4（国：1/2、県：1/4）

※県負担分の95%は交付税で措置

※企業負担となる1/4相当分は無利子融資も利用可能



東日本大震災

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

被災した地域において、「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度
 東日本大震災では補助率：3/4(国1/2, 県1/4)



復興(再建)対策の事例紹介

これまで、被災した地域において、国・都道府県により中小企業等の再建に向けた体系的な支援に取り組まれています。能登半島地震における事例を下表に示します。

なりわい再生の支援施策の体系 [石川県HPhttps://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/20251117_shienichiran.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/20251117_shienichiran.pdf)

補助金・助成金	事業内容	補助率・期間	対象・条件
補助金・助成金	設備や施設の復旧	石川県なりわい 再建支援補助金 (県) 随時申請受付 設備や施設の復旧整備に係る経費を、最大 15億円 まで 3/4 補助	被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大 200万円 まで 2/3 補助
	営業再開に必要な仮施設等	持続化補助金 (災害支援枠) (国) 9次公募 10/28~R8.3/31 被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大 200万円 まで 2/3 補助	被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大 200万円 まで 2/3 補助
		持続化補助金 (災害支援枠) への上乗せ (県) 公募 4/1~随時受付 持続化補助金(災害支援枠)に県が最大 100万円 まで上乗せ補助	持続化補助金(災害支援枠)に県が最大 100万円 まで上乗せ補助
		中小企業者持続化補助金 (災害支援枠) (県) 7次公募 9/19~11/25 被災中小企業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大 200万円 まで 1/2 補助	被災中小企業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取り組みに対し、最大 200万円 まで 1/2 補助
		営業再開支援補助金 (県) 12次公募 11/1~12/5 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助	営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助
新たな業種・事業・市場への挑戦	チャレンジ支援補助金 (県) 4次公募 10/1~11/28 新たなチャレンジに必要なソフト事業に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助	新たなチャレンジに必要なソフト事業に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助	
	起業促進補助金 (県) 3次公募 11/10~12/10 新たな起業等に必要なハード事業に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助	新たな起業等に必要なハード事業に係る経費を、最大 300万円 まで最大 2/3 補助	
補助金・助成金	新たな起業・第三者承継	石川県商店街 災害復旧事業補助金 (県) 4次公募 4/21~12/26 被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の 3/4 を補助	被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の 3/4 を補助
	商店街が所有する設備や施設の復旧	石川県商店街 災害復旧事業補助金 (県) 4次公募 4/21~12/26 被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の 3/4 を補助	被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の 3/4 を補助
	イベント等による商店街の賑わい創出	石川県商店街 にぎわい創出補助金 (県) 6次公募 4/21~11/19 災害の影響により、来街者数及び売上が減少した商店街が実施する「にぎわい創出の取組み」を最大 100万円 まで定額補助	災害の影響により、来街者数及び売上が減少した商店街が実施する「にぎわい創出の取組み」を最大 100万円 まで定額補助
	伝統工芸事業者の事業再開	伝統的工芸品産業支援補助金 (災害復興事業) (国) 受付 11/13~12/3 伝統的工芸品(国指定)の製造を再開するために必要な①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助	伝統的工芸品(国指定)の製造を再開するために必要な①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助
	石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金	石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金 (県) 6次公募 10/10~11/28 伝統的工芸品(県指定・稀少)の製造を再開するために必要な①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助	伝統的工芸品(県指定・稀少)の製造を再開するために必要な①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を最大 1,000万円 まで 3/4 補助
補助金・助成金	雇用の維持	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース) (国) R6.12/17~R7.12/31の期間に実施した1か月以上の出向が対象 一定要件で、出向元・出向先が負担する賃金の 2/3 (大企業)もしくは 4/5 (中小企業)を助成 ※上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額	一定要件で、出向元・出向先が負担する賃金の 2/3 (大企業)もしくは 4/5 (中小企業)を助成 ※上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額
	雇用保険の特例	雇用保険の特例 (国) 特例期間：6/30まで 被災により事業所が休止・廃止したために休業して賃金の支払いがない場合に、 実際に離職していなくても雇用保険の失業給付を受給できる	被災により事業所が休止・廃止したために休業して賃金の支払いがない場合に、 実際に離職していなくても雇用保険の失業給付を受給できる
	在籍型出向促進助成金	在籍型出向促進助成金 (県) 受付：4/1~R8.3/31 被災事業者が労働者の雇用維持を図るため、 在籍型出向を実施した場合に、出向元・出向先事業者の双方に対し、労働者1人につき定額10万円 を給付	被災事業者が労働者の雇用維持を図るため、 在籍型出向を実施した場合に、出向元・出向先事業者の双方に対し、労働者1人につき定額10万円 を給付
補助金・助成金	人材の確保	地域雇用開発助成金 (能登半島地震特例) (国) 受付：R6.7/1~R8.3/31 新たに 2名以上を雇用 し、雇用拡大に必要な施設・設備の新設、増設、購入、賃借に 100万円以上支出 した事業所に対し、 最大800万円を給付	新たに 2名以上を雇用 し、雇用拡大に必要な施設・設備の新設、増設、購入、賃借に 100万円以上支出 した事業所に対し、 最大800万円を給付
	雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金	雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金 (県) 受付：4/1~R8.3/31 求職者のニーズに応じて、業務の切り出しを行い、 切り出した求人て新たに労働者を雇用した事業者に、労働者1人につき定額10万円 を給付	求職者のニーズに応じて、業務の切り出しを行い、 切り出した求人て新たに労働者を雇用した事業者に、労働者1人につき定額10万円 を給付
	石川県雇用環境整備助成金	石川県雇用環境整備助成金 (県) 受付：4/1~R8.3/31 従業員宿舎を賃貸する奥能登2市2町の事業所に対し、 新規雇用労働者1人あたり定額10万円 を給付(地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)の対象とならない場合のみ)	従業員宿舎を賃貸する奥能登2市2町の事業所に対し、 新規雇用労働者1人あたり定額10万円 を給付(地域雇用開発助成金(能登半島地震特例)の対象とならない場合のみ)

○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施
- ・「北陸応援割」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。
- ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲)
- ・観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

復興(再建)対策の事例紹介

能登半島地震からの復旧・復興に向けて、農業用機械等の再建・営農再開・資金繰り等の支援、棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり、漁船等の復旧・漁場環境の回復への支援、里海資源を活かした海業振興等の支援が実施されています。

○農業関係

- ・農地・施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上等
(国庫補助率の嵩上げ (農地85%→96%、農業用施設94%→98%))
- ・被災農業者等への金融支援 (貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等支援
(補助率 農業用ハウス等 共済金と合わせ1/2、農業用機械・畜舎等1/2)
- ・共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等 (補助率1/2等)



○水産関係

- ・災害復旧事業等による漁港、海岸等の早期復旧の支援
(激甚指定による補助率嵩上げ 漁港等の公共土木施設70%→83%)
- ・海業振興等の漁港機能強化対策等を実施 (補助率1/2等)
- ・漁船・漁具、養殖施設、水産業共同利用施設の復旧支援 (補助率1/2等)
- ・被災漁業者等への金融支援 (貸付当初5年間の実質無利子化等)



○林業関係

- ・被災した山林施設の早期復旧を支援
(激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ、林道83%→93%等)
- ・荒廃地における治山対策・森林整備の支援 (補助率1/2等)
- ・木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等支援 (補助率1/2)
(林業・木材産業循環成長対策 木材加工施設 上限500万円等)



※写真・イメージは東日本大震災

復興(再建)対策の事例紹介

施設・設備の迅速な復旧

(令和6年能登半島地震等 中小企業特定施設等 災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業))

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧
石川県、富山県、福井県、新潟県所在の令和6年能登半島地震等の被害を受けた中小企業等に対して、工場・店舗などの施設・生産機械などの設備の復旧費用を補助

株式会社 白山 (石川工場) (石川県羽咋郡志賀町)

<補助金活用のポイント>なりわい再建支援補助金の活用により早期事業再開を実現



能登塩業組合 株式会社 (石川県鳳珠郡能登町)

<補助金活用のポイント>県庁の相談窓口を活用して自ら申請書を作成



株式会社 源 (富山県富山市)

<補助金活用のポイント>アンテナ高く情報収集し、相談窓口を積極活用して解決



中部経済局 なりわい再建支援補助金の活用事例より引用

観光宿泊施設の復旧

(東日本大震災『中小企業等グループ施設等復旧整備補助金』(グループ補助金))

株式会社 浪板観光ホテルリゾート

はまぎくの花言葉は「逆境に立ち向かう」強い決意を胸に、大規模の復興を牽引



グループ補助金活用事業者事例集(2021年2月9日東北経済産業局)より引用

施設の復旧や共同店舗新設・再配置

(熊本地震における中小企業組合等共同施設等 災害復旧事業(中小企業等グループ補助金))

熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域(熊本県)を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等や、商業機能回復のための共同店舗の新設などに要する費用の補助

事業イメージ

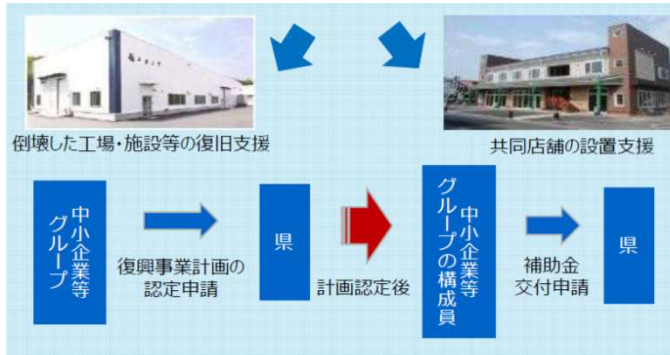
(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画(自らの施設復旧に要する経費(資材・工事費等)を精算したものを含む)を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等)に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



国土交通省四国建設局HPより引用

小規模事業者における販路の開拓

(被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金))

熊本地震の影響を受けた九州地方の小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援。

約1,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることが目標。

事業イメージ

事業概要

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

補助対象者：九州地方に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者

補助率：2/3

補助上限額：200万円(熊本県・大分県に所在する事業者)
100万円(福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者)

事業イメージ

【旅館の取組】

・英語版HPを作成し、新たな外国人観光客を獲得



【菓子小売店の取組】

・菓子の梱包・パッケージを刷新し、商品ブランド力を向上



復興(再建)対策の事例紹介

農地の大区画化や効率的な土地利用の実現

農地の復旧にあわせたほ場の大区画化への取組

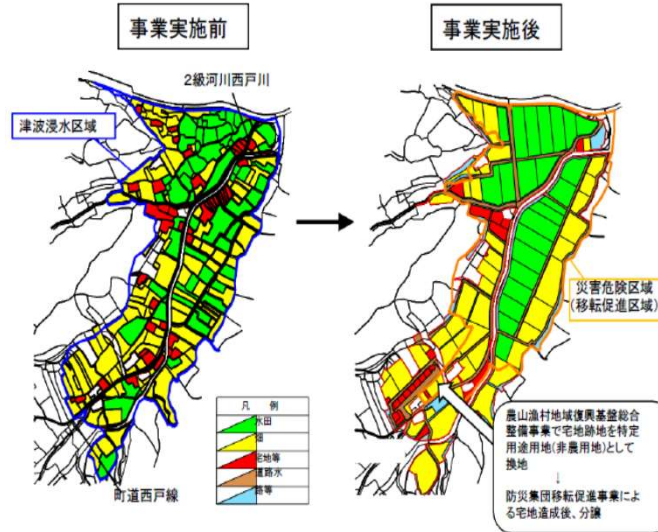
原町東地区(福島県南相馬市)地区面積:525ha)は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化(10~30a→標準区画1.2ha)を実施。



農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了(令和6年3月末時点)

宮城県南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

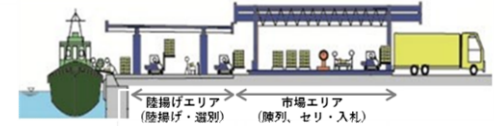
南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施(平成26年3月完了)。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代工工事を実施(平成26年5月完了)。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備(平成31年4月供用開始)。



漁港の高度衛生管理のイメージ



東日本大震災における被災状況



東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和7年1月 農林水産省)から引用

復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	
住宅・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生 ○応急仮設住宅整備 ○市庁舎等の仮設整備 ○公的サービスの機能復旧 ○住宅の応急修理 ○耐震化を考慮したライフライン（水道、下水道、電気、通信、ガス）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅整備 ○市庁舎等の整備 ○市街地・公共施設整備（現地再建、嵩上げ再建、新市街地整備、高台移転等） ○恒久住宅の再建 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅（日相田町） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地・公共施設整備 				
	保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な臨時相談窓口の設置 ○仮設診療所整備 ○健康相談・心のケア ○被災者の生活支援・自立支援に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設診療所整備 ○健康相談・心のケア ○被災者の生活支援・自立支援に向けた取組み 						
地域コミュニティ		<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合う体制づくりの整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティの再生支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動拠点（ふれあいセンター等）の整備 			
教育・人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の就学支援 ○学校施設の機能復旧・仮設施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財等の災害復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所、市立小・中・高等学校の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害・教訓の継承 			
商工業	<ul style="list-style-type: none"> ○再建資金の相談 ○街路市等の再開 ○共同仮設工場・店舗整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業団地等の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○販わりと活力ある商工業の支援・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業基盤の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○産業の本格復興と新たな産業の推進 		
農林業 水産業		<ul style="list-style-type: none"> ○仮設排水対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○基盤整備（塩害対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○生産効率の高い農業の推進 ○市場・水産加工場等の本格再開 			
観光業		<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を復活（おきやく、よさこい祭り） 							

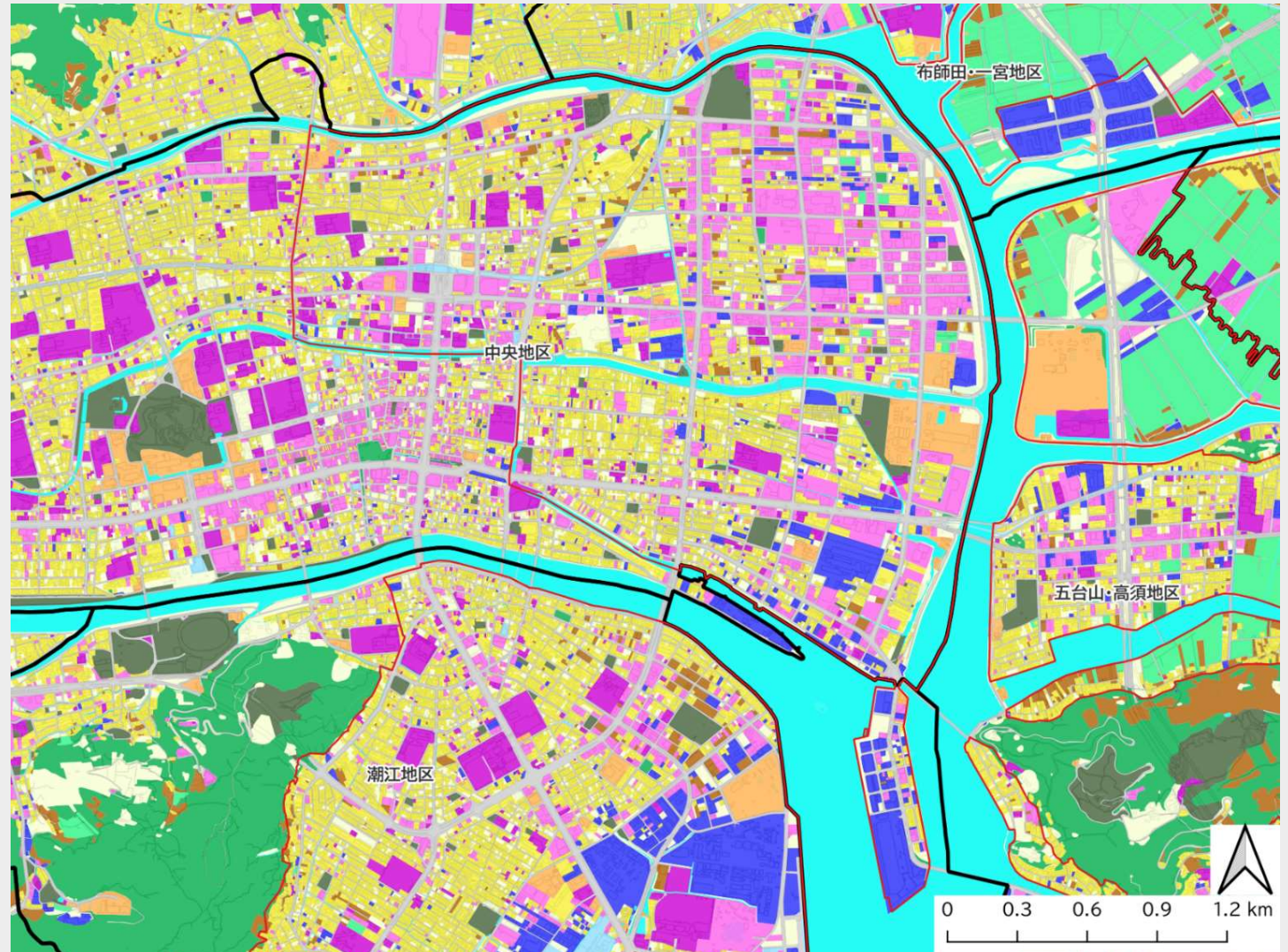
五台山・高須地区

被害想定図～土地利用図

○五台山・高須地区の災害リスク等(土地利用現況)

重ね合わせデータ
 〈土地利用現況及び
 公共施設配置等
 (令和元年都市計画基礎調査
 を補正)〉

- 対象区域
- 地区
- 【土地利用現況】
- 農用地(田)
- 農用地(畑)
- 山林
- 水面
- 原野
- 公共緑地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 文教厚生用地
- 都市運営用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他

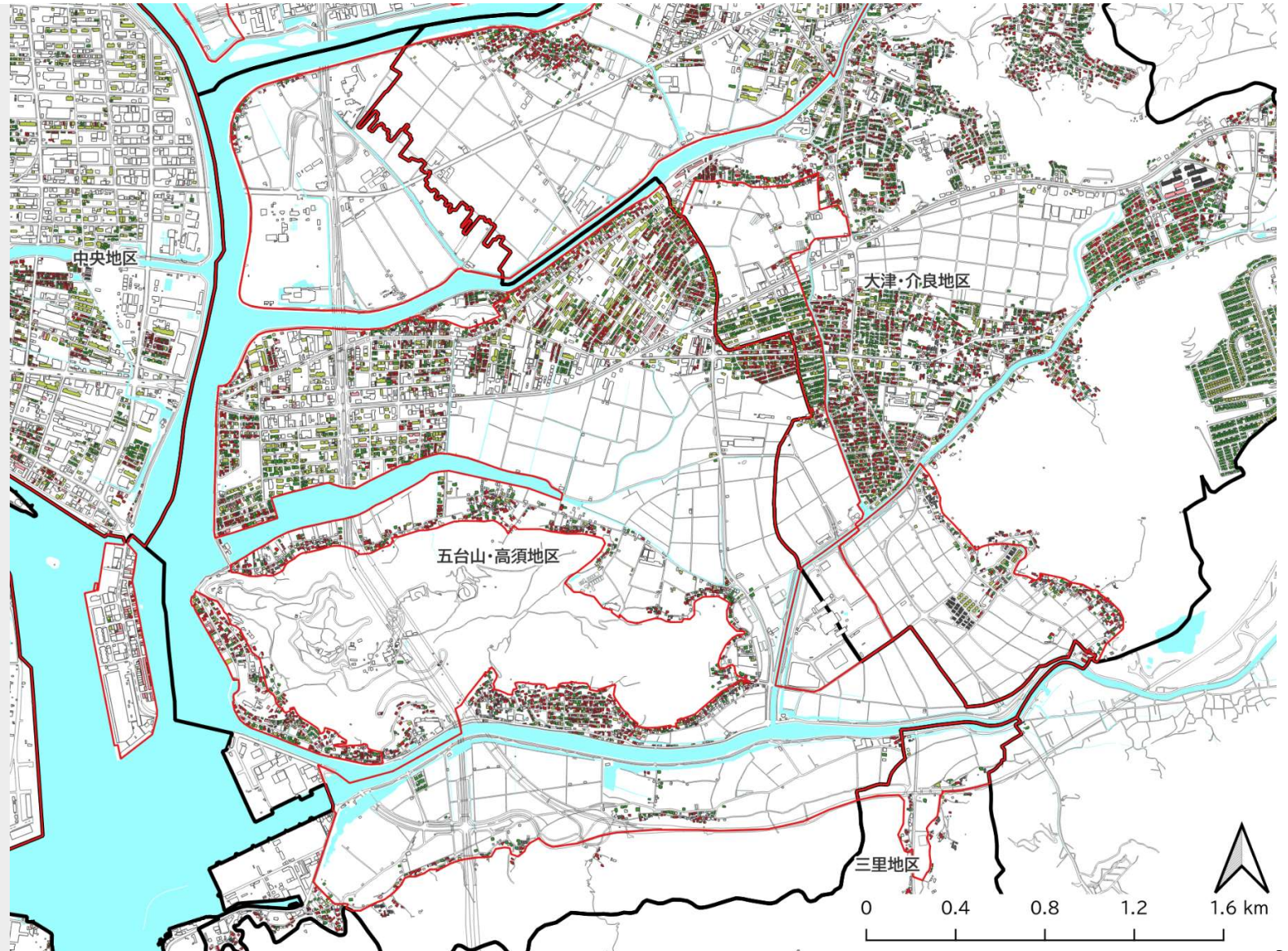


被害想定図～**築年別建物分布図**

○五台山・高須地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

- ▭ 対象区域
 地区
 水域
- 【建物分類(建築構造×建築年代×用途)】
- ▭ 対象区域
 地区
 水域
- 【建物分類(建築構造×建築年代)】
- ▭ 木造住宅(旧耐震)
▭ 非木造住宅(旧耐震)
▭ 木造住宅(新耐震)
▭ 非木造住宅(新耐震)
▭ 木造住宅(建築年不詳)
▭ 非木造住宅(建築年不詳)
 その他
 その他



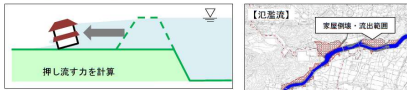
被害想定図～災害リスク（洪水ハザードマップ）

○五台山・高須地区の災害リスク等（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ
〈洪水ハザードマップ
(高知県防災マップ)〉

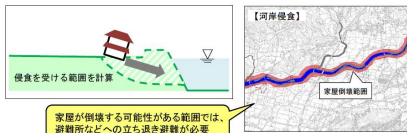
家屋倒壊等氾濫想定区域の作成方法

＜氾濫流＞
「想定最大規模」の降雨による洪水で溢れた水の水深と速度から、家を押し流す力を計算し、標準的な木造二階建て家屋が倒壊または流出してしまふ危険性が高い範囲を算定しています。



押し流す力を計算
家屋が流出する可能性がある範囲では、避難所などへの立ち寄り避難が必要
モデル的な家屋が倒壊・流出する危険性が高い範囲を示したも。

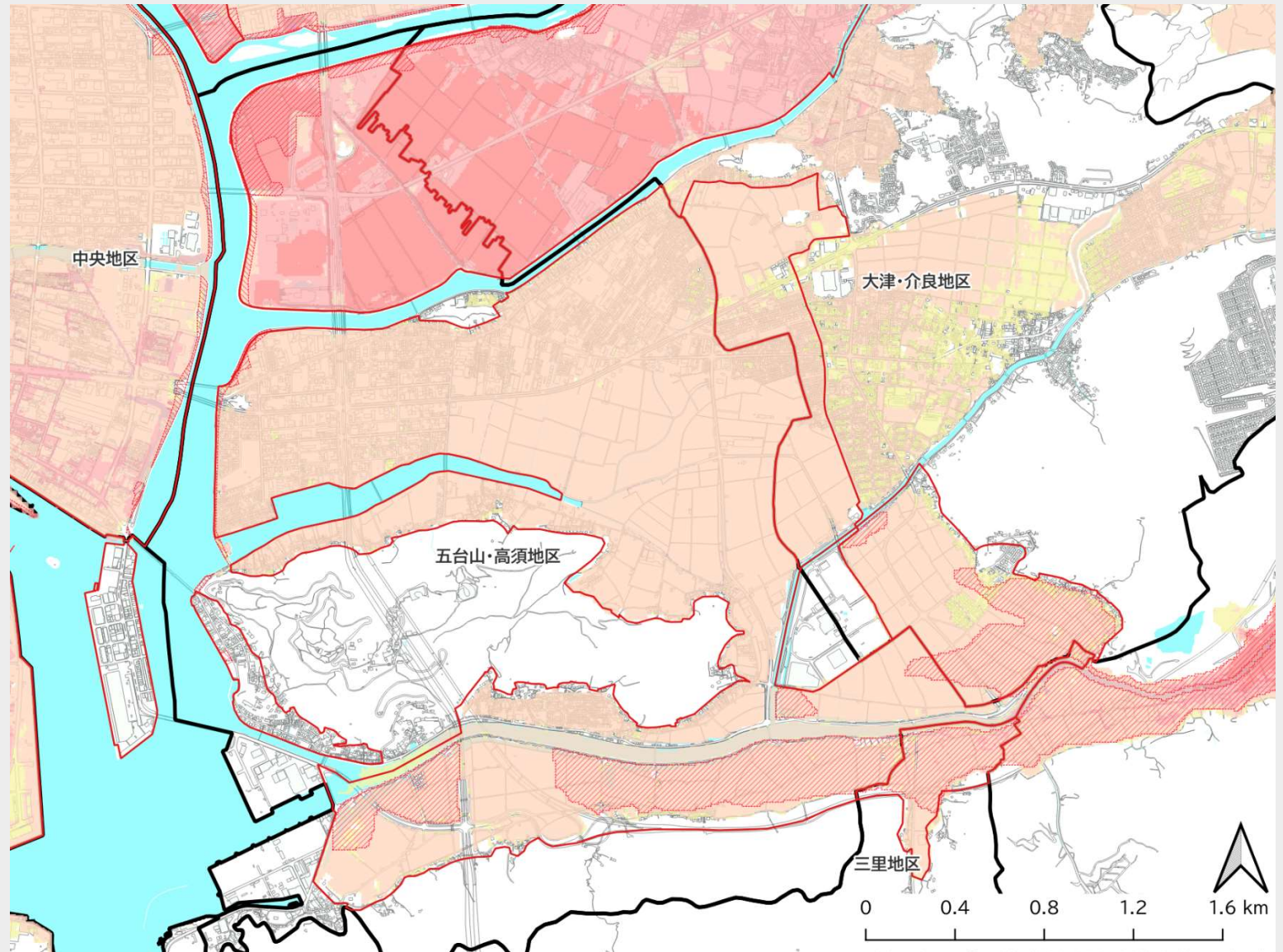
＜河岸侵食＞
出水時の過去の河岸侵食事例を元に、河川の幅と河岸の高さ等の河道形状から、河岸が侵食されることにより家屋が倒壊する危険性がある範囲を機械的に算定しています。護岸の構造による侵食されにくさは考慮していません



侵食を受ける範囲を計算
家屋が倒壊する可能性がある範囲では、避難所などへの立ち寄り避難が必要

高知県河川課HPより

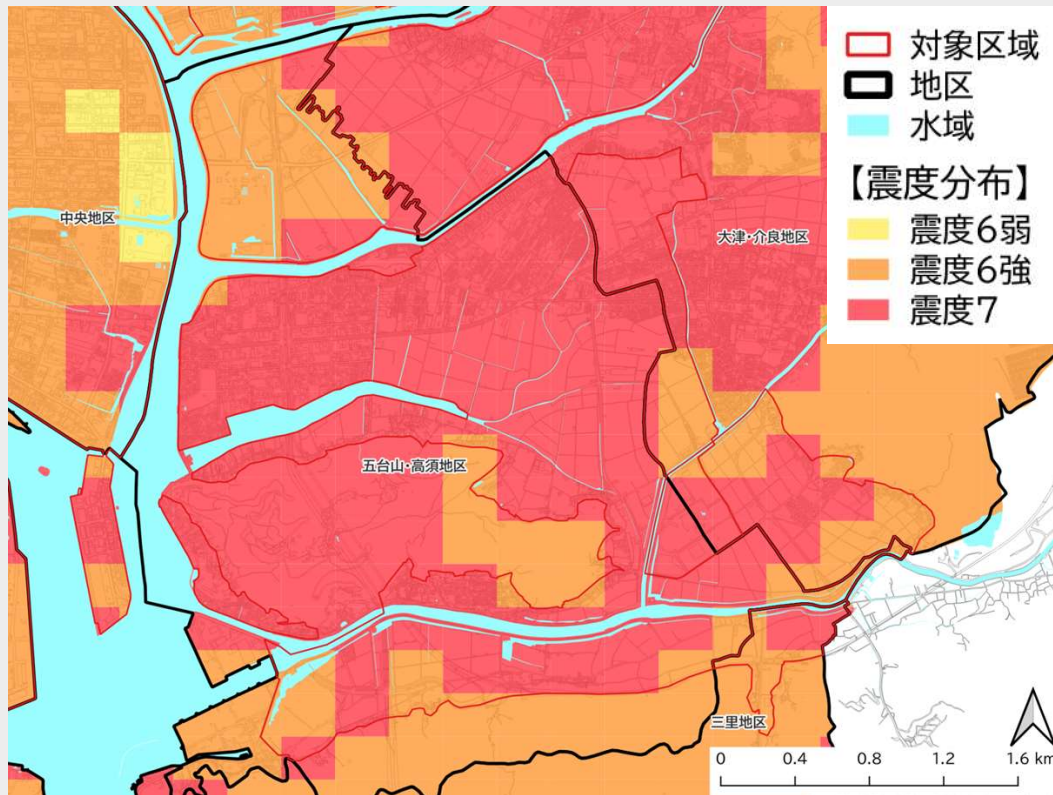
- 対象区域
- 地区
- 水域
- 【洪水浸水想定】
- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上
- 【家屋倒壊等氾濫想定区域】
- 氾濫流
- 河岸侵食



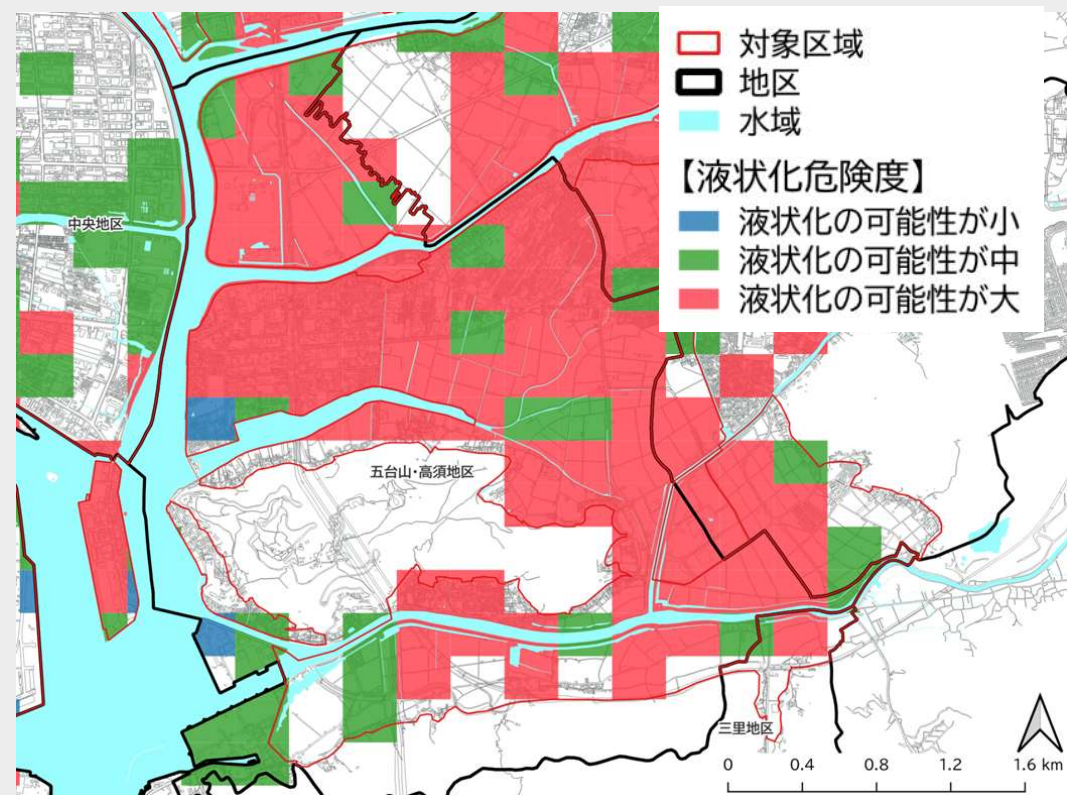
被害想定図～災害リスク (震度・液状化)

○五台山・高須地区の災害リスク等(震度分布、液状化)

〈震度分布図〉



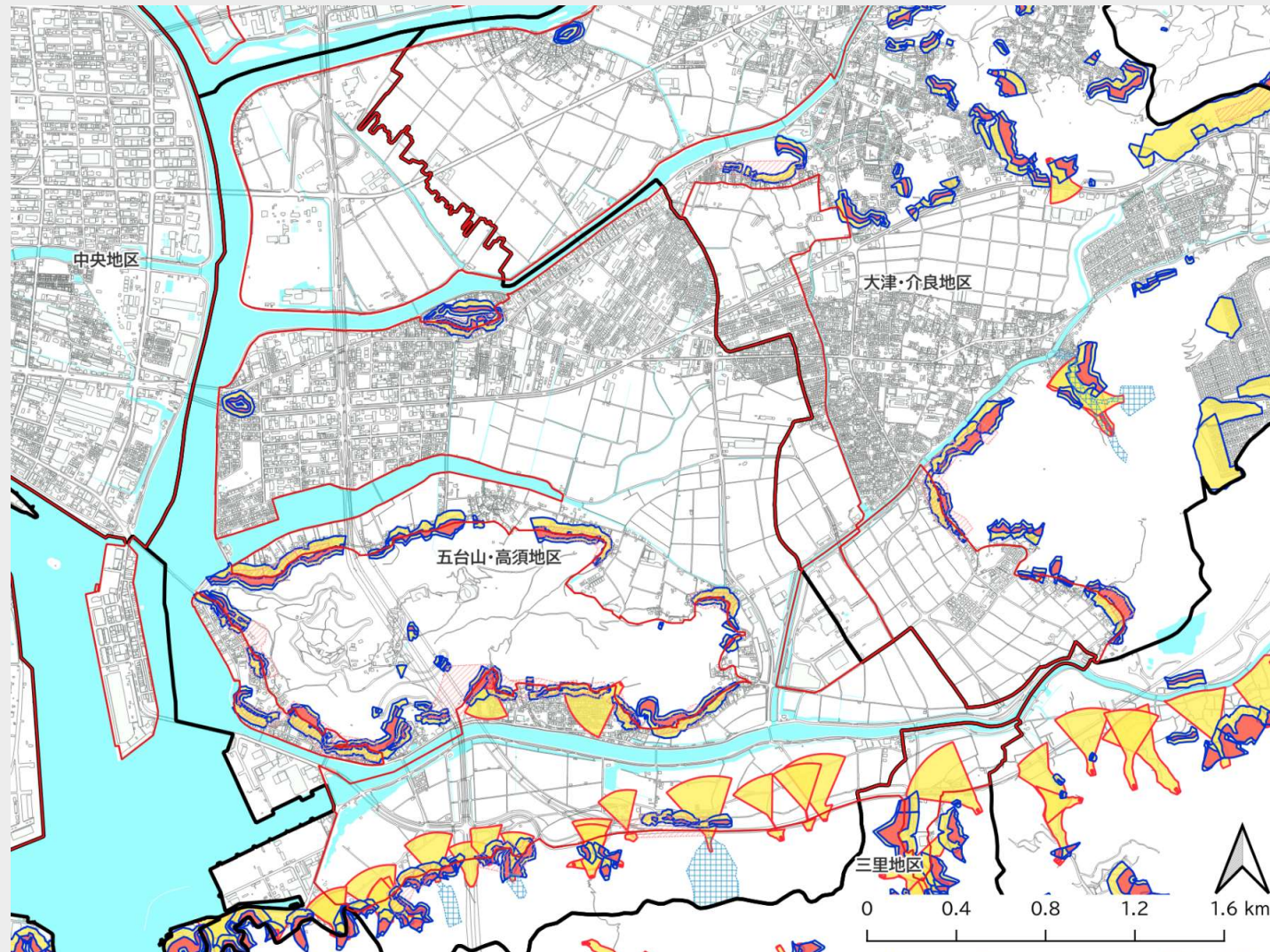
〈液状化可能性〉



被害想定図～災害リスク (土砂災害警戒区域、洪水の危険度)

○五台山・高須地区の災害リスク等(土砂災害警戒区域)

重ね合わせデータ (土砂災害警戒区域 (高知県防災マップ))



- 対象区域
 - 地区
 - 水域
- 【土砂災害警戒区域】
- 警戒区域(急傾斜地)
 - 特別警戒区域(急傾斜地)
 - 警戒区域(土石流)
 - 特別警戒区域(土石流)
 - 警戒区域(地すべり)
 - 特別警戒区域(地すべり)
- 【砂防関係指定地】
- 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編 (五台山・高須地区)

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施(1~2年)、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。



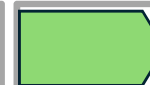
計画期間

- ・住民意向反映・協議
- ・事業計画作成
- ・手続き



事業実施期間



















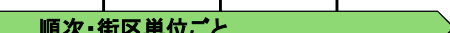





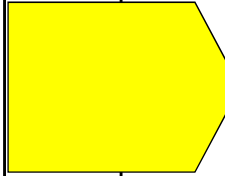

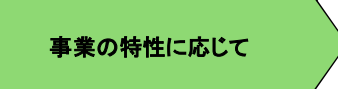
- ・道路等の基盤・施設整備
- ・地等整備



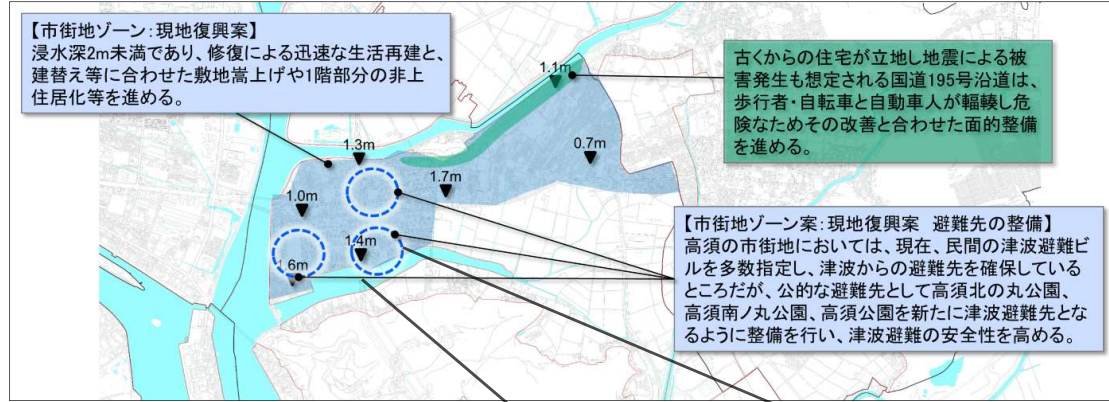
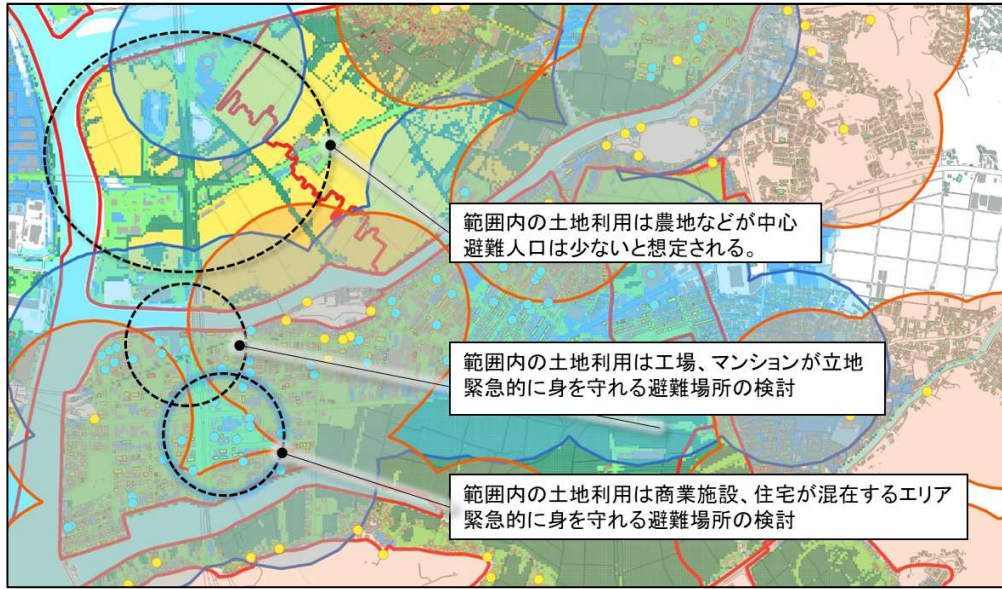
生活再建

- ・個人の住宅建設・生活の開始
- ・施設利用の開始

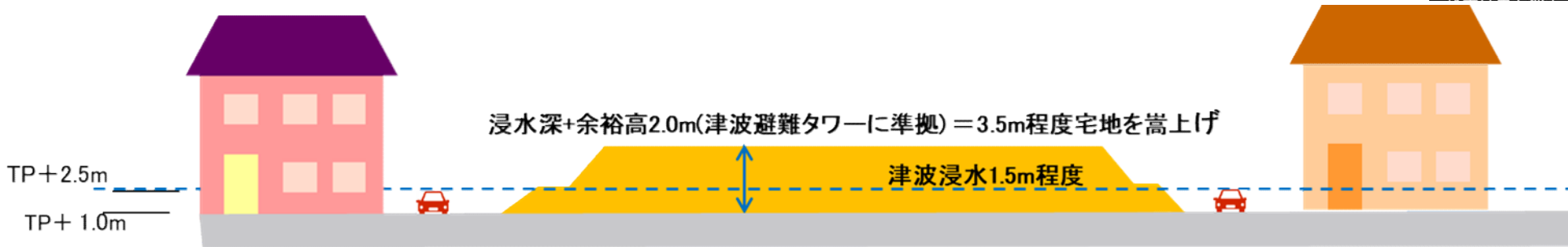


事業		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
まちづくり計画	復興まちづくり計画の策定 ※住民意向の把握・反映により地区の復興の基本方針となる計画づくり 								
復興事業	土地区画整理事業(嵩上げ) 								
	防災拠点整備								
	二線堤形成の土地区画整理事業 								
	防災集団移転促進事業								
	防災集団移転促進事業(差込型)								
	土地区画整理事業								
	道路改良事業								
その他の事業等 ○継続的な津波避難対策 ○立地適正化計画に沿ったまちづくりの推進 ○災害時に使用可能な用地の確保と活用 ○なりわい再生に向けた土地利用の再編 ○産業振興に向けた土地利用の推進 ○その他の復興まちづくりに関係する事業									
					<ul style="list-style-type: none">・概ねの想定・事業等の特性、被災特性、社会情勢に応じて変動				

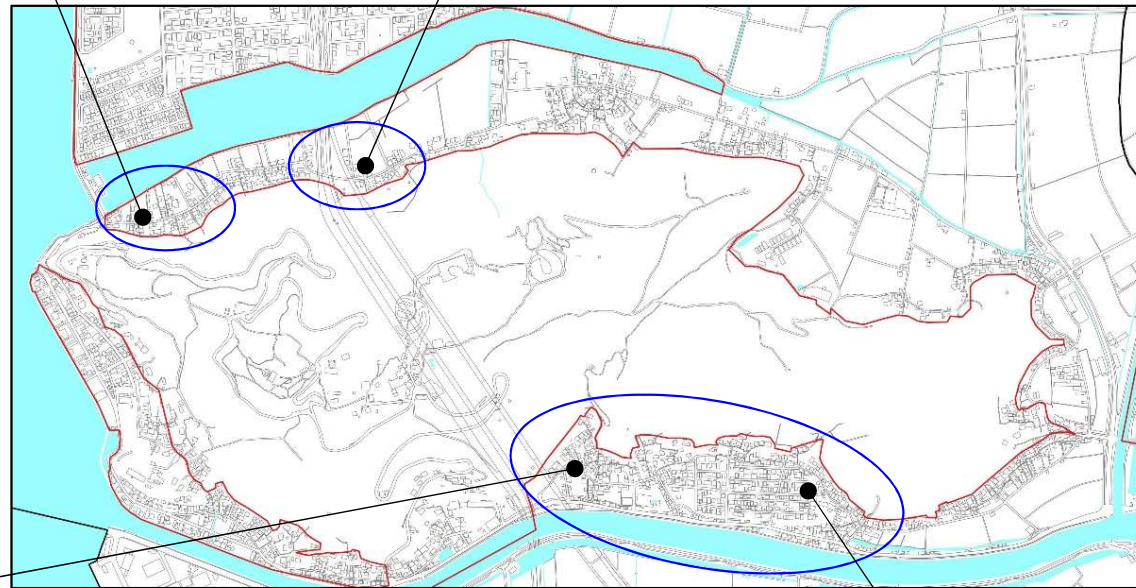
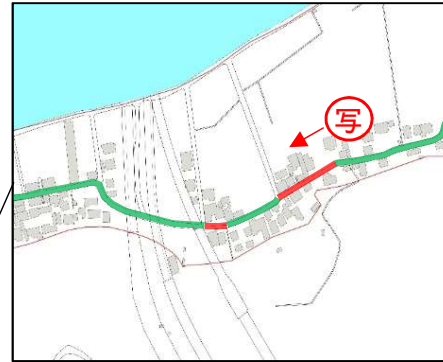
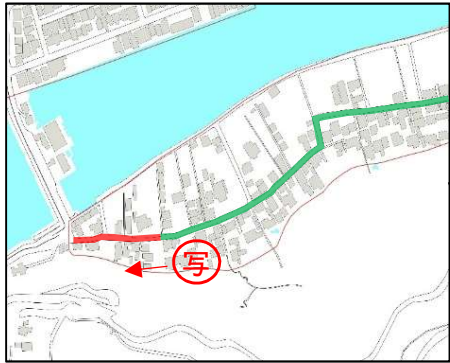
- 緊急避難場所(公的施設、自然地形)
- 緊急避難場所(民間施設)
- 収容範囲(400m)(公的施設、自然地形)
- 収容範囲(400m)(民間施設)



南ノ丸公園嵩上げイメージ

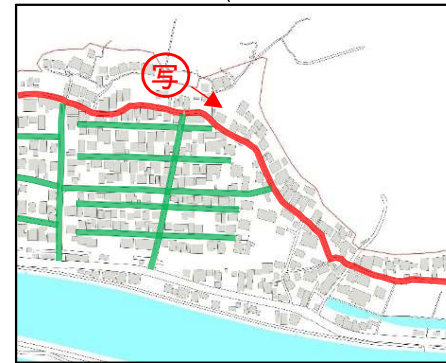
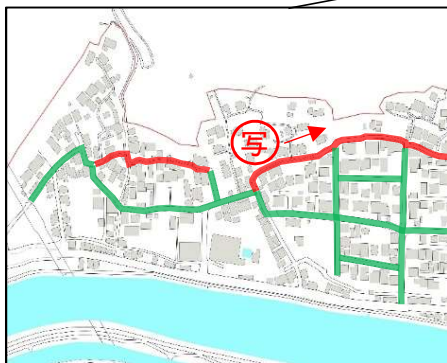


五台山周辺の道路状況



— 既存の幅員4m以上
— 拡幅により4m以上を確保

● 災害時の安全な避難などを考慮し、地区内の主要な道路において4m以上の幅員を確保する。



集団移転型の移転先候補



(県立牧野植物園長江圃場)

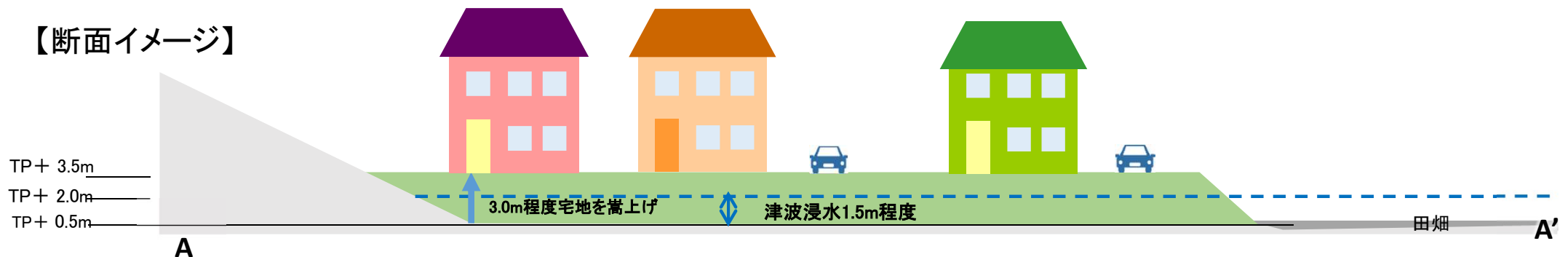
【移転先用地として残渣置き場を想定】

- 敷地面積が約20,000m²、その50%程度を見込み、道路等を含む戸当たり350~400m²(グロス)とすると、最大30~25戸程度の整備が可能。
- 下図に示すように嵩上げが必要。
- 移転が想定される住宅数は、甚大被害の可能性が想定されるエリアで甚大被害の可能性、大規模被害の可能性を合わせて23戸、集落全体では約48戸※と見込まれる。
- ※災害公営住宅対応20%と見込み。集落全体 約60戸(空き家、非住宅と見込まれるものを除く)の8割と想定。空き家の住宅も含まれる可能性があり、また、居住者が存在している住宅についても、高齢の場合、自力での再建ではなく災害公営住宅への入居を希望する方、子供や孫等、親類の家への同居を希望する方も一定割合存在すると想定される。

凡例

- 県有地(原野、雑種地、山林、宅地、田、畑など)
- 市有地(学校用地、公園)
- 市有地(原野、雑種地、山林、宅地、田、畑など)

【断面イメージ】



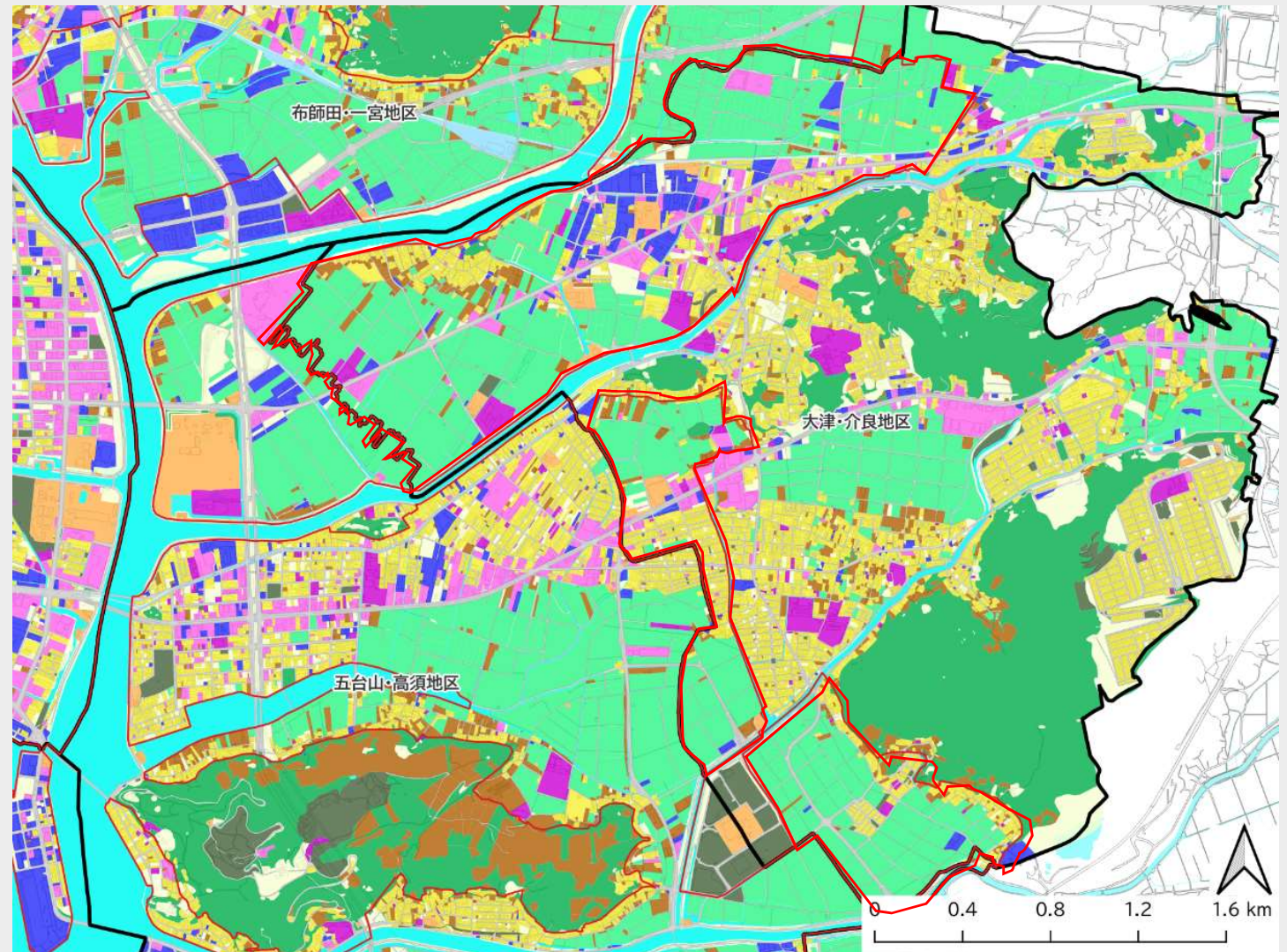
大津・介良地区

被害想定図～土地利用図

○大津・介良地区の災害リスク等（土地利用現況）

重ね合わせデータ
 〈土地利用現況及び
 公共施設配置等
 （令和元年都市計画基礎調査
 を補正）

- 対象区域
- 地区
- 【土地利用現況】
- 農用地(田)
- 農用地(畑)
- 山林
- 水面
- 原野
- 公共緑地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 文教厚生用地
- 都市運営用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他

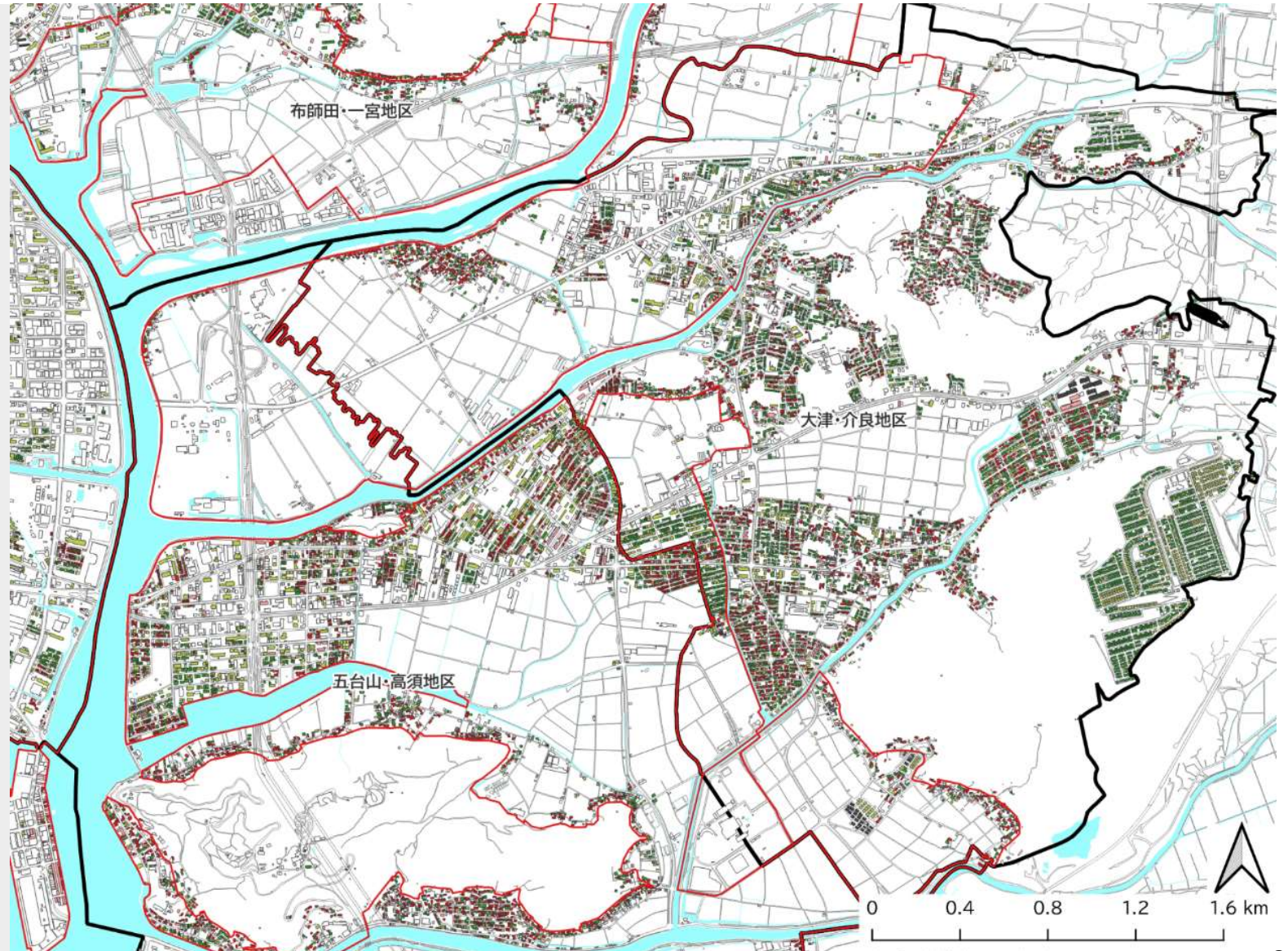


被害想定図～**築年別建物分布図**

○大津・介良地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

- ▭ 対象区域
 地区
 水域
- 【建物分類(建築構造×建築年代×用途)】
- ▭ 対象区域
 地区
 水域
- 【建物分類(建築構造×建築年代)】
- 木造住宅(旧耐震)
 非木造住宅(旧耐震)
 木造住宅(新耐震)
 非木造住宅(新耐震)
 木造住宅(建築年不詳)
 非木造住宅(建築年不詳)
 その他
 その他



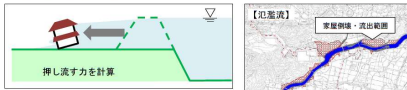
被害想定図～災害リスク（洪水ハザードマップ）

○大津・介良地区の災害リスク等（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ
〈洪水ハザードマップ
（高知県防災マップ）〉

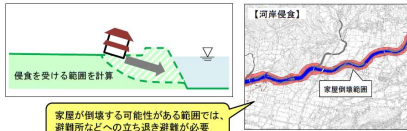
家屋倒壊等氾濫想定区域の作成方法

＜氾濫流＞
「想定最大規模」の降雨による洪水で溢れた水の水深と速度から、家を押し流す力を計算し、標準的な木造二階建て家屋が倒壊または流出してしまう危険性が高い範囲を算定しています。



家屋が流出する可能性がある範囲では、避難所などへの立ち退き避難が必要
モデル的な家屋が倒壊・流出する危険性が高い範囲を示したも。

＜河岸侵食＞
出水時の過去の河岸侵食事例を元に、河川の幅と河岸の高さ等の河道形状から、河岸が侵食されることにより家屋が倒壊する危険性がある範囲を機械的に算定しています。護岸の構造による侵食されにくさは考慮していません。



家屋が倒壊する可能性がある範囲では、避難所などへの立ち退き避難が必要

高知県河川課HPより

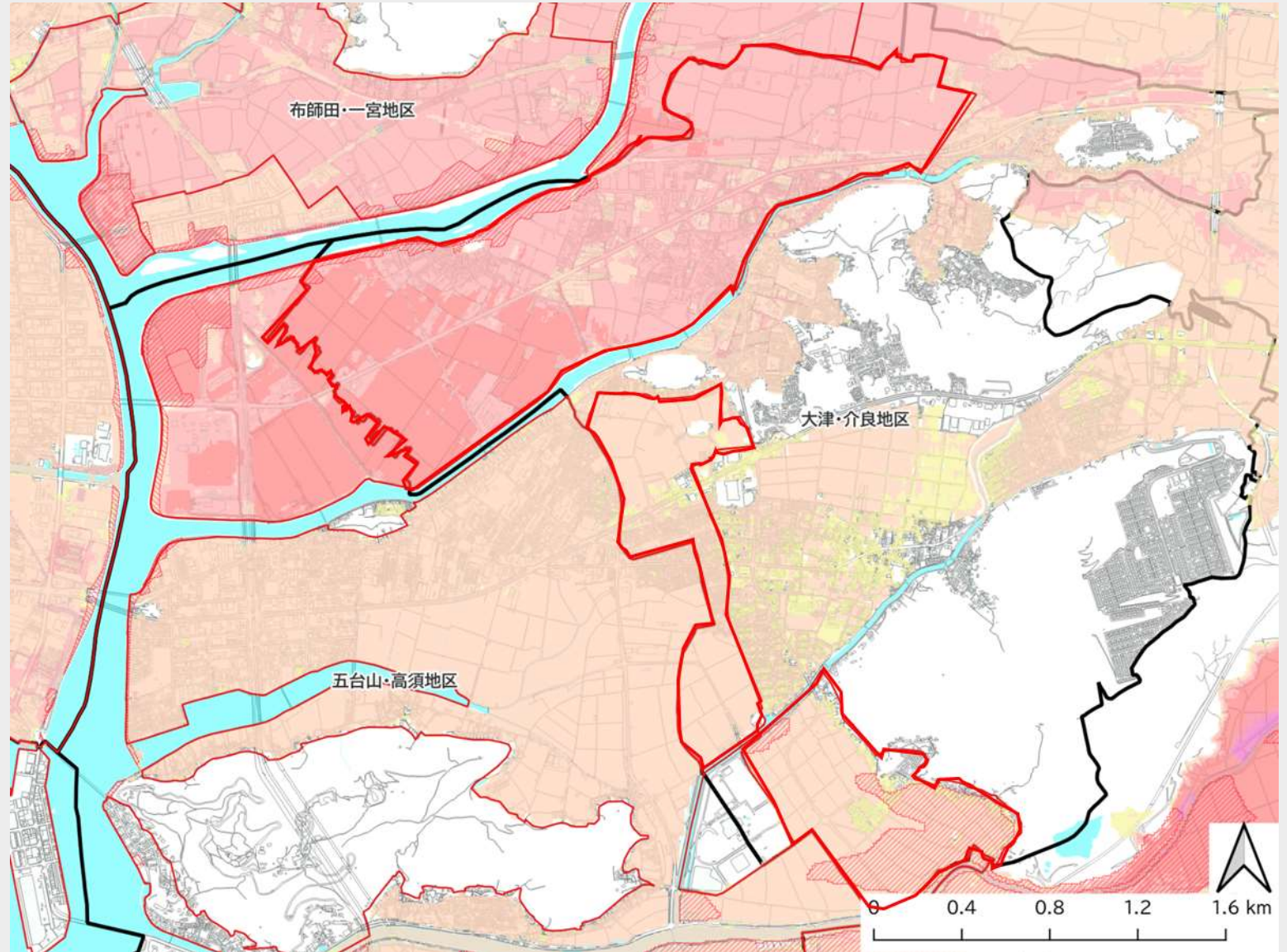
- 対象区域
- 地区
- 水域

【洪水浸水想定】

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

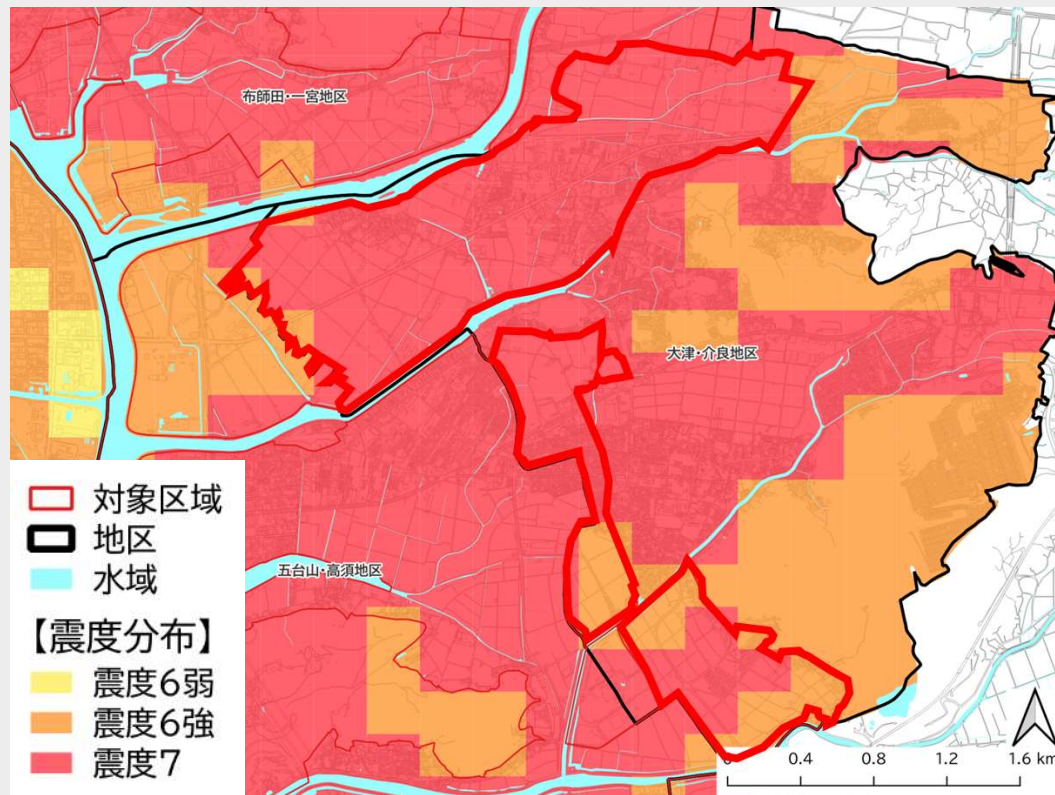
- 氾濫流
- 河岸侵食



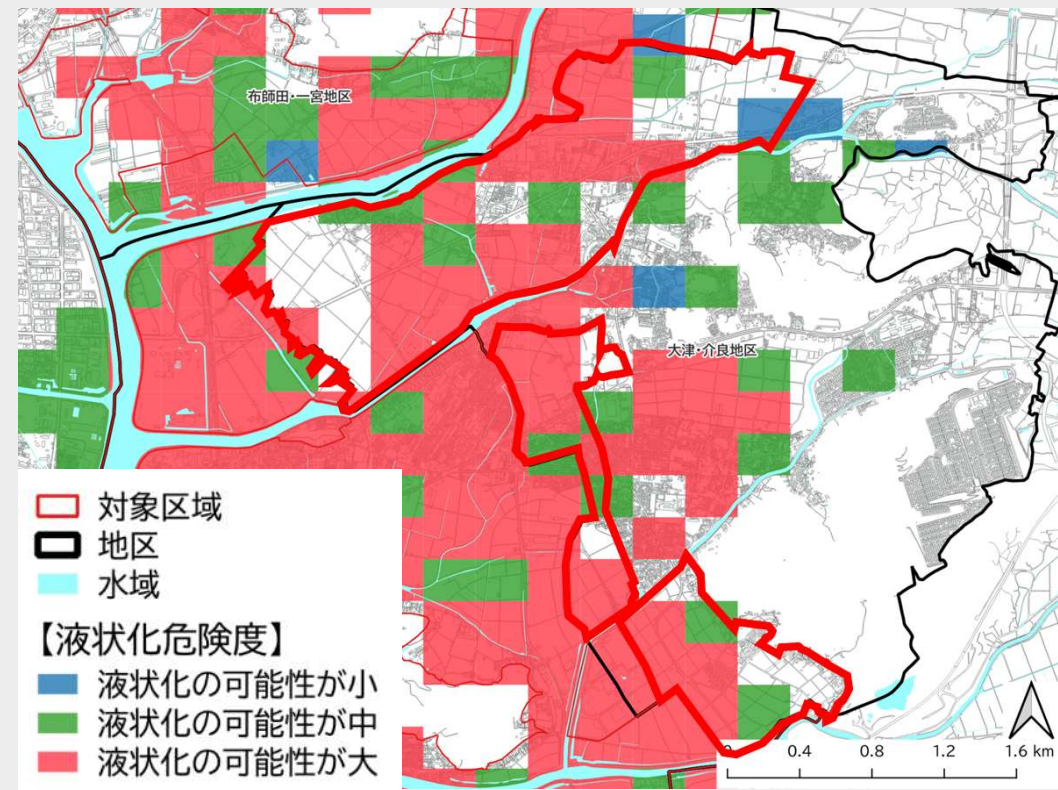
被害想定図～災害リスク (震度・液状化)

○大津・介良地区の災害リスク等(震度分布、液状化)

〈震度分布図〉



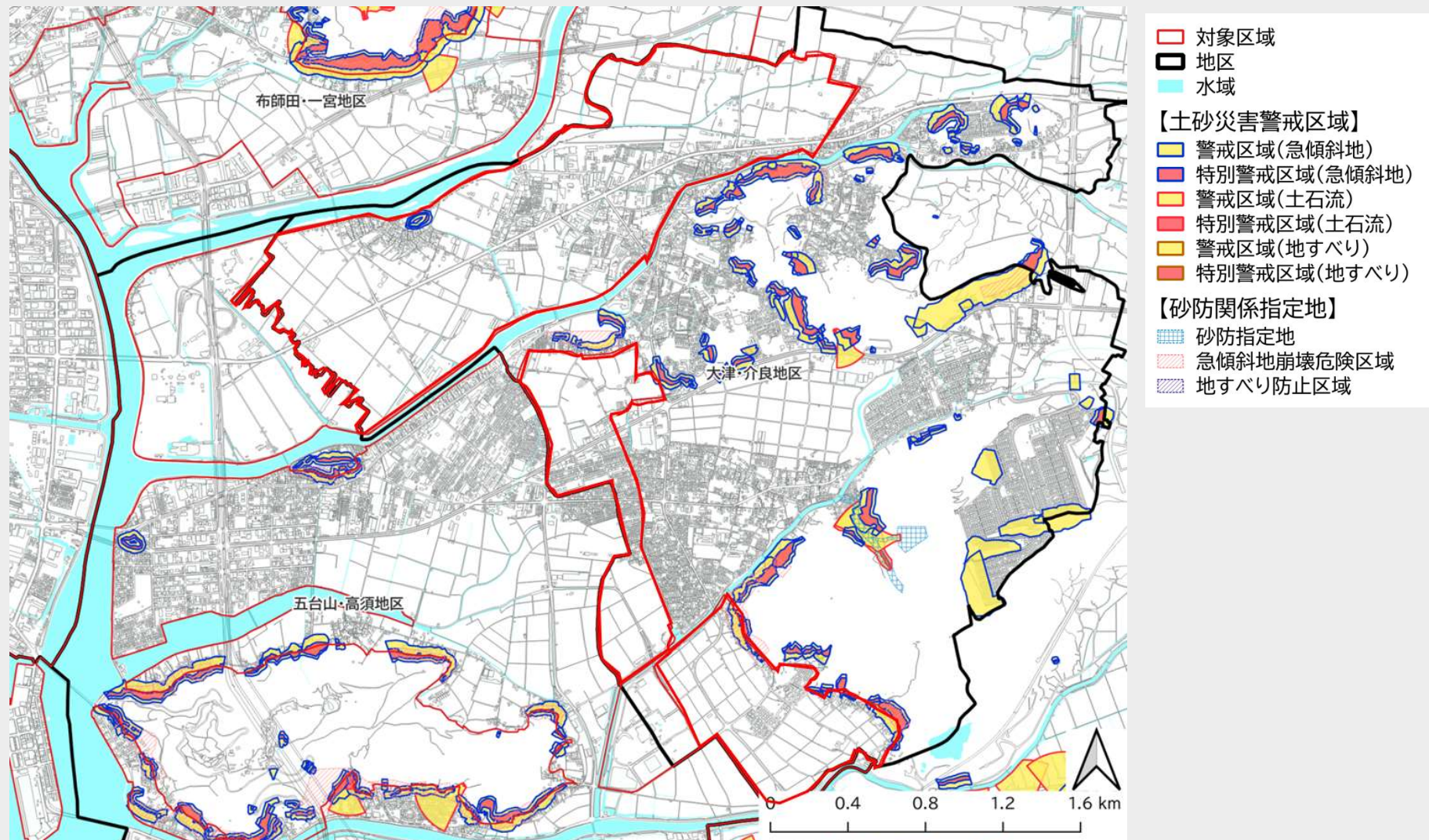
〈液状化可能性〉



被害想定図～災害リスク（土砂災害警戒区域、洪水の危険度）

○大津・介良地区の災害リスク等（土砂災害警戒区域）

重ね合わせデータ〈土砂災害警戒区域（高知県防災マップ）〉



復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施（1～2年）、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。


計画期間

- ・住民意向反映・協議
- ・事業計画作成
- ・手続き等





事業実施期間



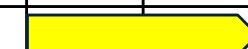

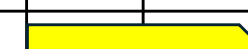


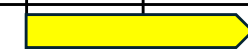

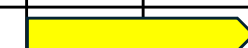


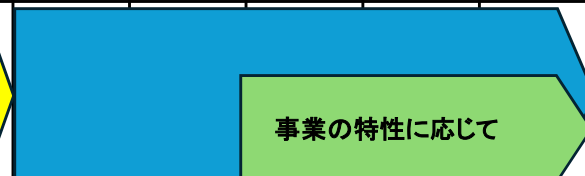
- ・道路等の基盤・施設整備
- ・宅地等整備



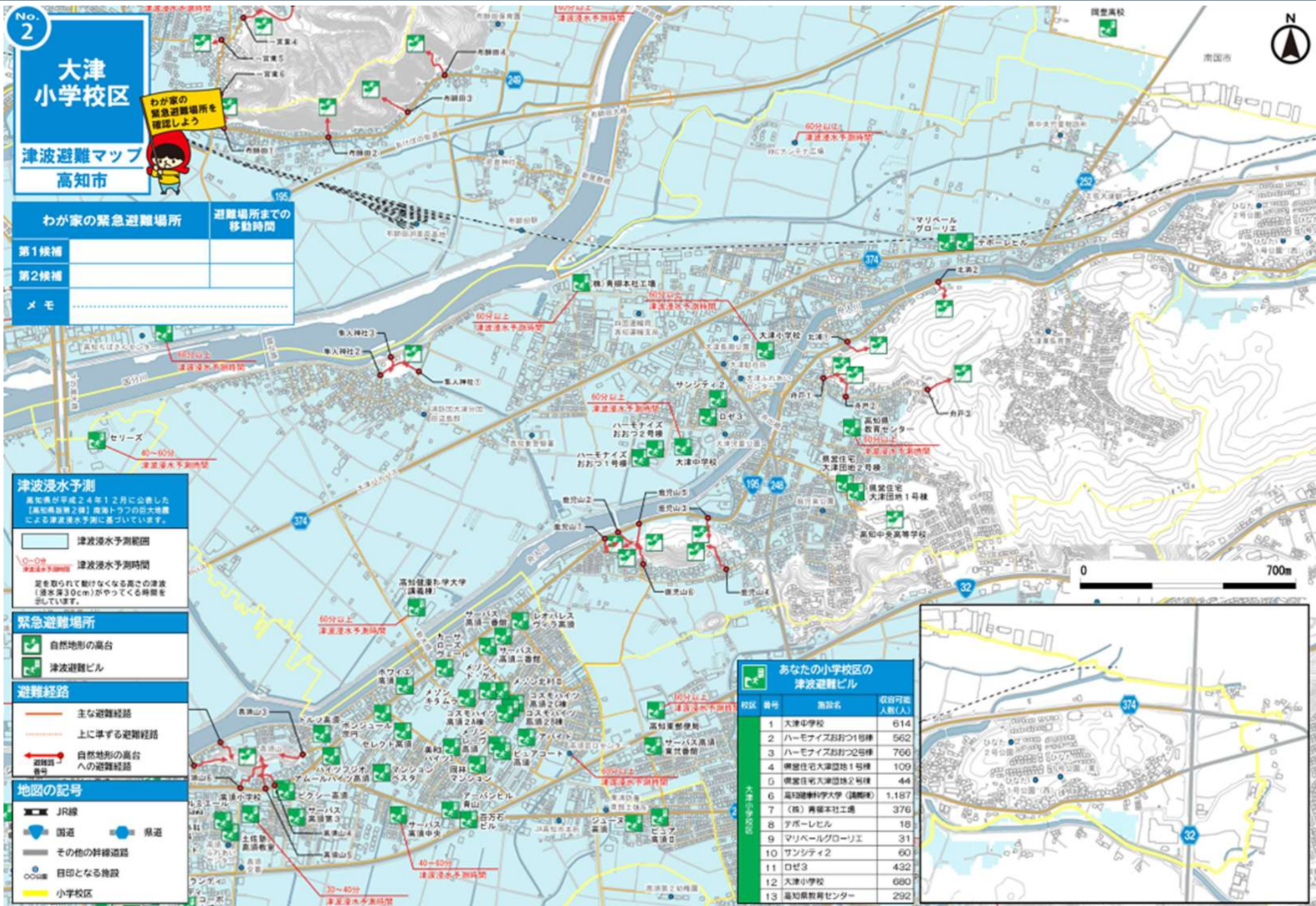
生活再建

- ・個人の住宅建設・生活の開始
- ・施設利用の開始

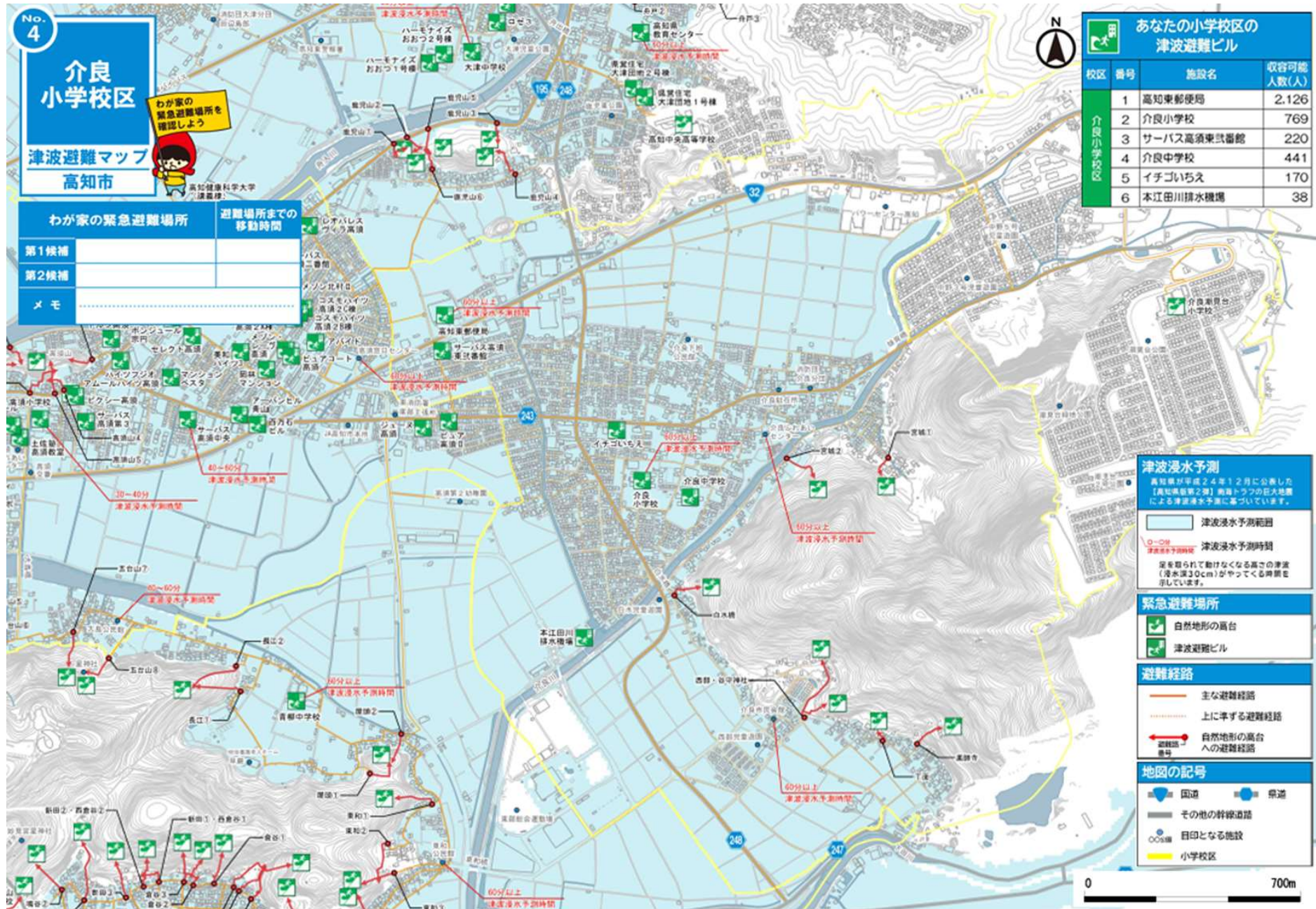


事業		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
まちづくり計画	復興まちづくり計画の策定 ※住民意向の把握・反映により地区の復興の基本方針となる計画づくり	復興まちづくり協議会 		地区復興まちづくり計画書 					
復興事業	土地区画整理事業（嵩上げ） <農地・集落ゾーン>								
	道路事業（二線堤形成関連） <農地・集落ゾーン>								
	道路事業 <住宅地ゾーン>								
	地区計画 <住宅地ゾーン>								
その他の事業等	○先端技術の積極的な導入 ○継続的な津波避難対策 ○立地適正化計画に沿ったまちづくりの推進 ○災害時に使用可能な用地の確保と活用 ○なりわい再生に向けた土地利用の再編 ○復興まちづくりに関係する主要な事業								
		<p>順次、街区単位ごと</p> <p>事業の特性に応じて</p> <p>・概ねの想定 ・事業等の特性、被災特性、社会情勢に応じて変動</p>							

津波避難マップ (大津小学校区)



津波避難マップ (介良小学校区)



布師田・一宮地区

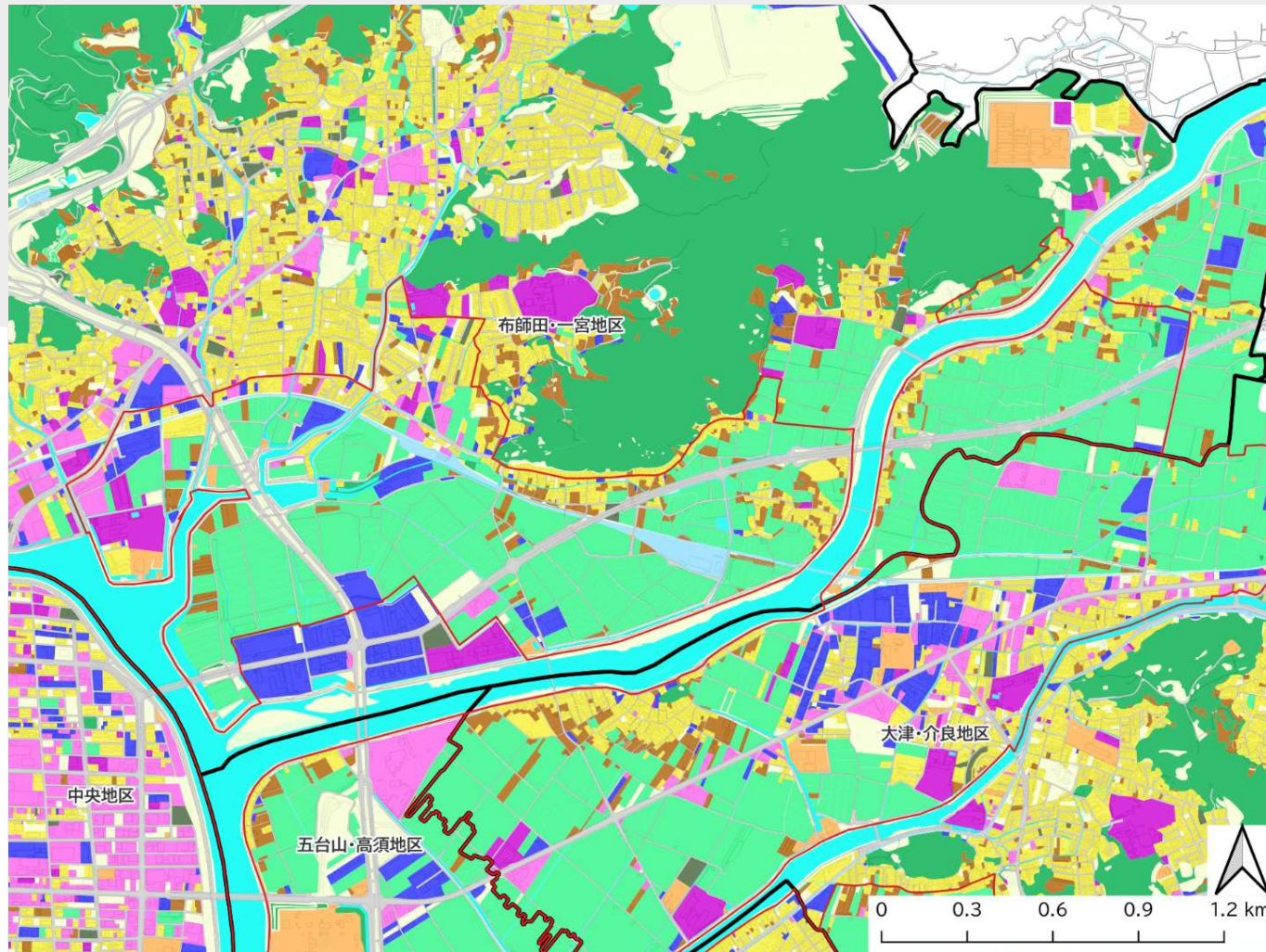
被害想定図～土地利用図

○布師田・一宮地区の災害リスク等(土地利用現況及び公共施設配置等)

重ね合わせデータ

〈土地利用現況及び公共施設配置等
令和元年都市計画基礎調査を補正〉

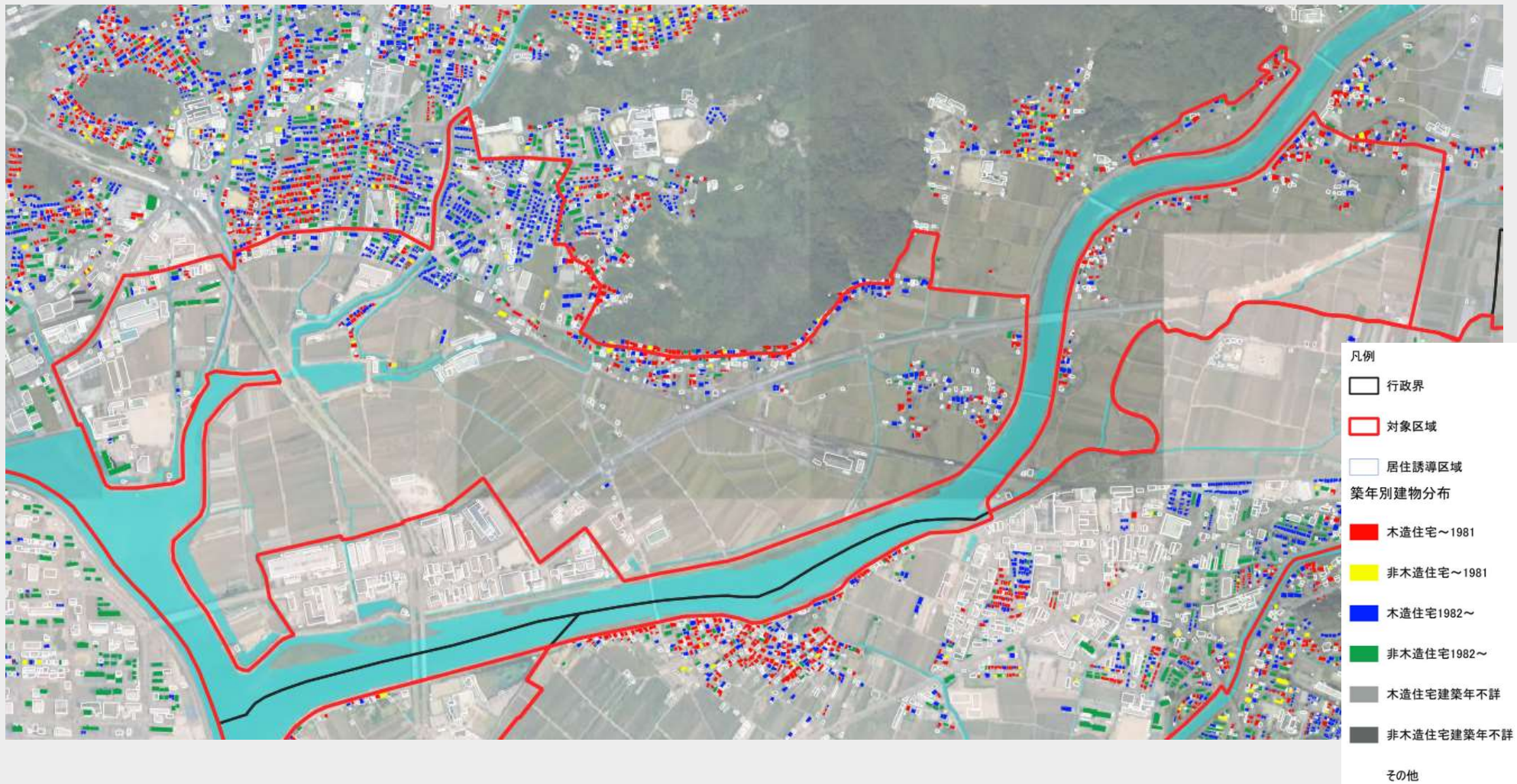
- 対象区域
- 地区
- 【土地利用現況】
- 農用地(田)
- 農用地(畑)
- 山林
- 水面
- 原野
- 公共緑地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 文教厚生用地
- 都市運営用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他



被害想定図～**築年別建物分布図**

○布師田・一宮地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

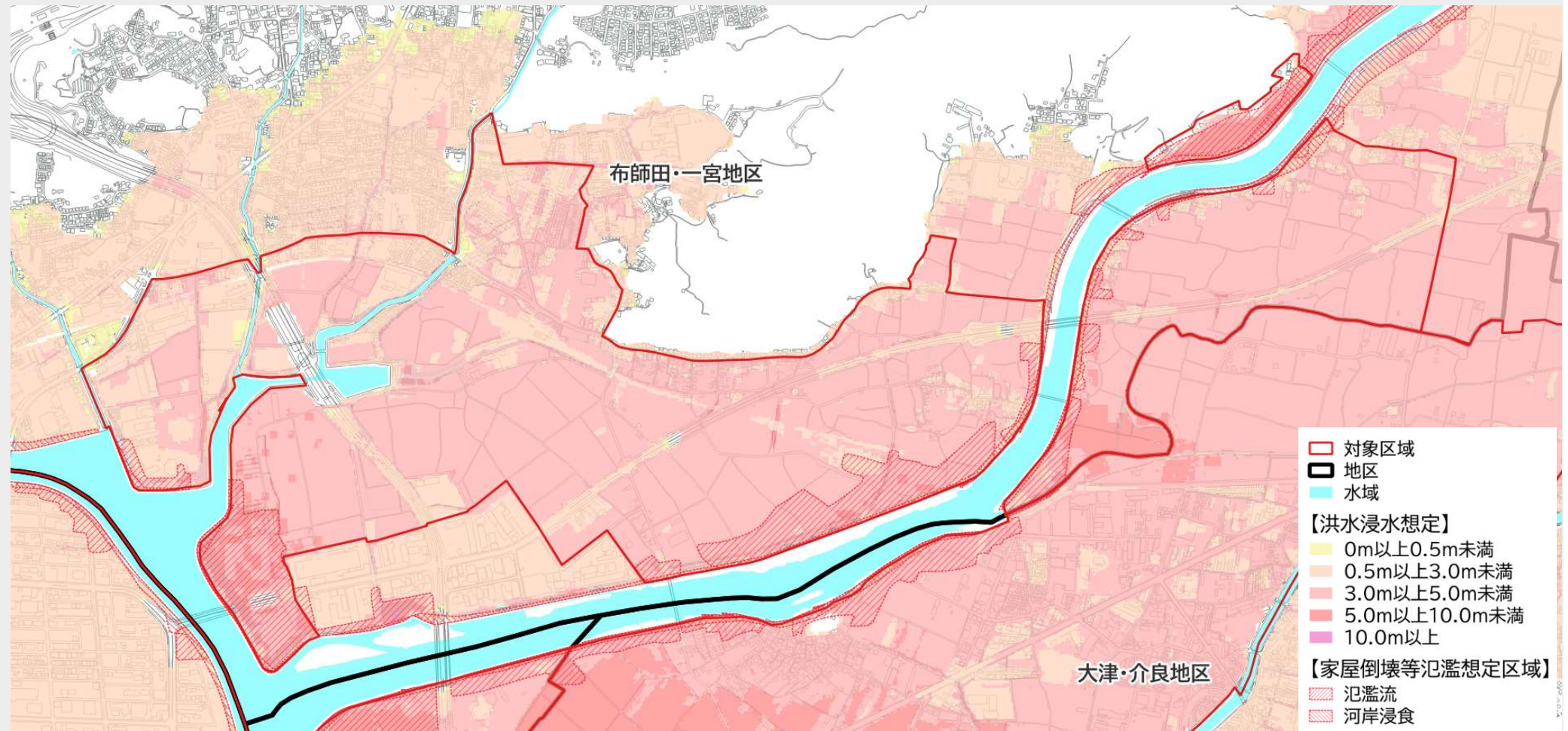


被害想定図～災害リスク（洪水ハザードマップ）

○布師田・一宮地区の災害リスク等（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ

〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



被害想定図～災害リスク (土砂災害警戒区域、液状化の危険度)

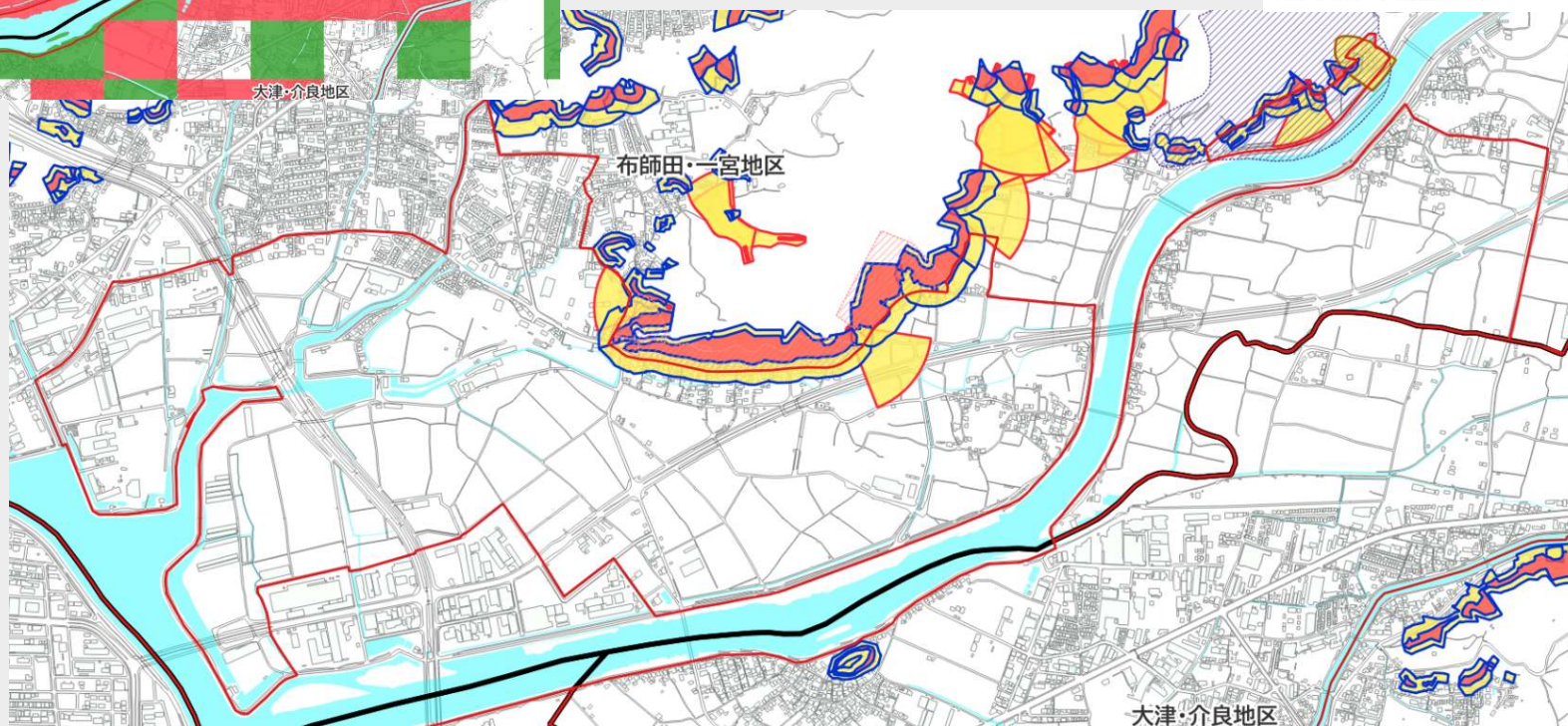
○布師田・一宮地区の災害リスク等(土砂災害警戒区域、液状化の危険度)

〈液状化の危険度状況 (高知県防災マップ)〉



- 対象区域
 - ▭ 地区
 - 水域
- 【液状化危険度】
- 液状化の可能性が小
 - 液状化の可能性が中
 - 液状化の可能性が大

重ね合わせデータ
〈土砂災害警戒区域 (高知県防災マップ)〉

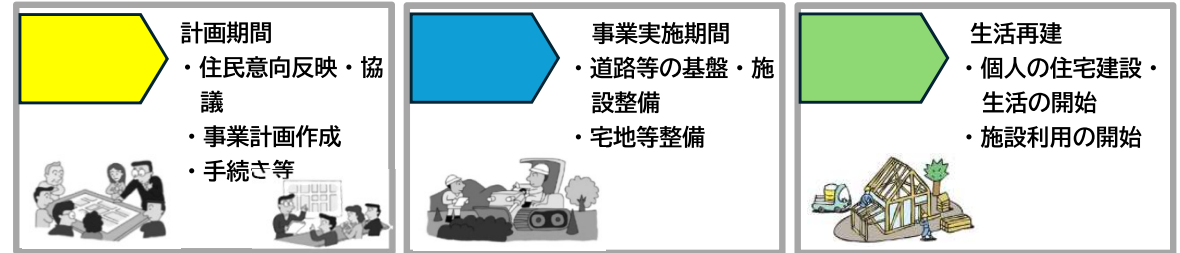










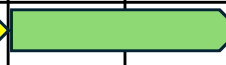
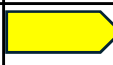

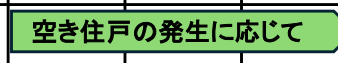
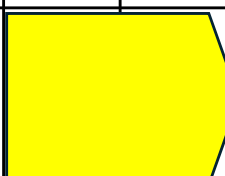

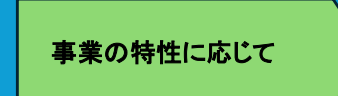
- 対象区域
 - ▭ 地区
 - 水域
- 【土砂災害警戒区域】
- 警戒区域(急傾斜地)
 - 特別警戒区域(急傾斜地)
 - 警戒区域(土石流)
 - 特別警戒区域(土石流)
 - 警戒区域(地すべり)
 - 特別警戒区域(地すべり)
- 【砂防関係指定地】
- 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域

復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施（1～2年）、その後、事業着手、住宅建設等が進むと想定します。



事業		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
まちづくり計画	復興まちづくり計画の策定 ※住民意向の把握・反映により地区の復興の基本方針となる計画づくり 	 検討・策定 							
復興事業	防災集団移転促進事業 ※5戸以上の住宅が移転する場合 								
	がけ地近接等危険住宅移転事業（上記以外の場合）								
その他の復興事業	道路改良事業								
	地区特性を踏まえた災害公営住宅の供給								
その他の事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な津波避難対策 ○立地適正化計画に沿ったまちづくりの推進 ○災害時に使用可能な用地の確保と活用 ○なりわい再生に向けた土地利用の再編 ○産業振興に向けた土地利用の推進 ○その他の復興まちづくりに関係する事業 								
		・概ねの想定 ・事業等の特性、被災特性、社会情勢に応じて変動							

移転候補地(市営住宅)の状況

地区	移転元の戸数 (推計※1)	移転先	評価				備考
			移転元関係	現況利用	規模	法規制等	
布師田川原町	5~8戸	市営住宅等※	○	△	36戸	—	空家活用又は災害公営住宅移転
計	5~8戸				約4,100㎡		液状化対策の実施を想定

※:市営住宅再編計画(R5.4)で「用途廃止」の一宮北野西市営住宅と一宮土東改良住宅(下記参照)

市営住宅の活用

- ・用途廃止住宅は移転手続き中のため、発災までに全空き家に至らない場合は、空家活用(差し込み型)の災害公営住宅への入居になる
- ・現時点では代替用地としての活用は計画できない

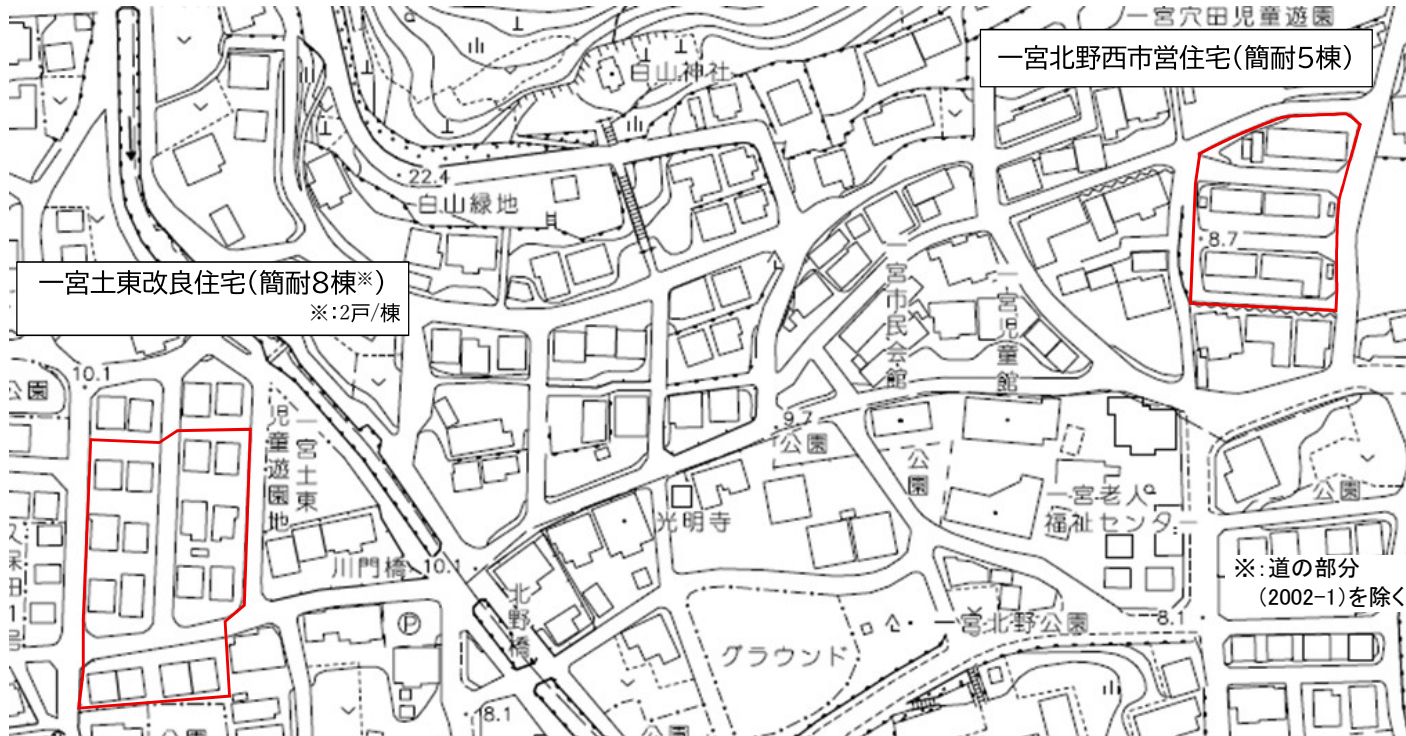
第二期高知市市営住宅再編計画(R5.4)で用途廃止に位置づけられた住宅の位置と用地規模

一宮土東改良住宅(16戸)



参考:用地面積約3,000㎡

(面積はいずれも台帳面積)



一宮北野西市営住宅(20戸)



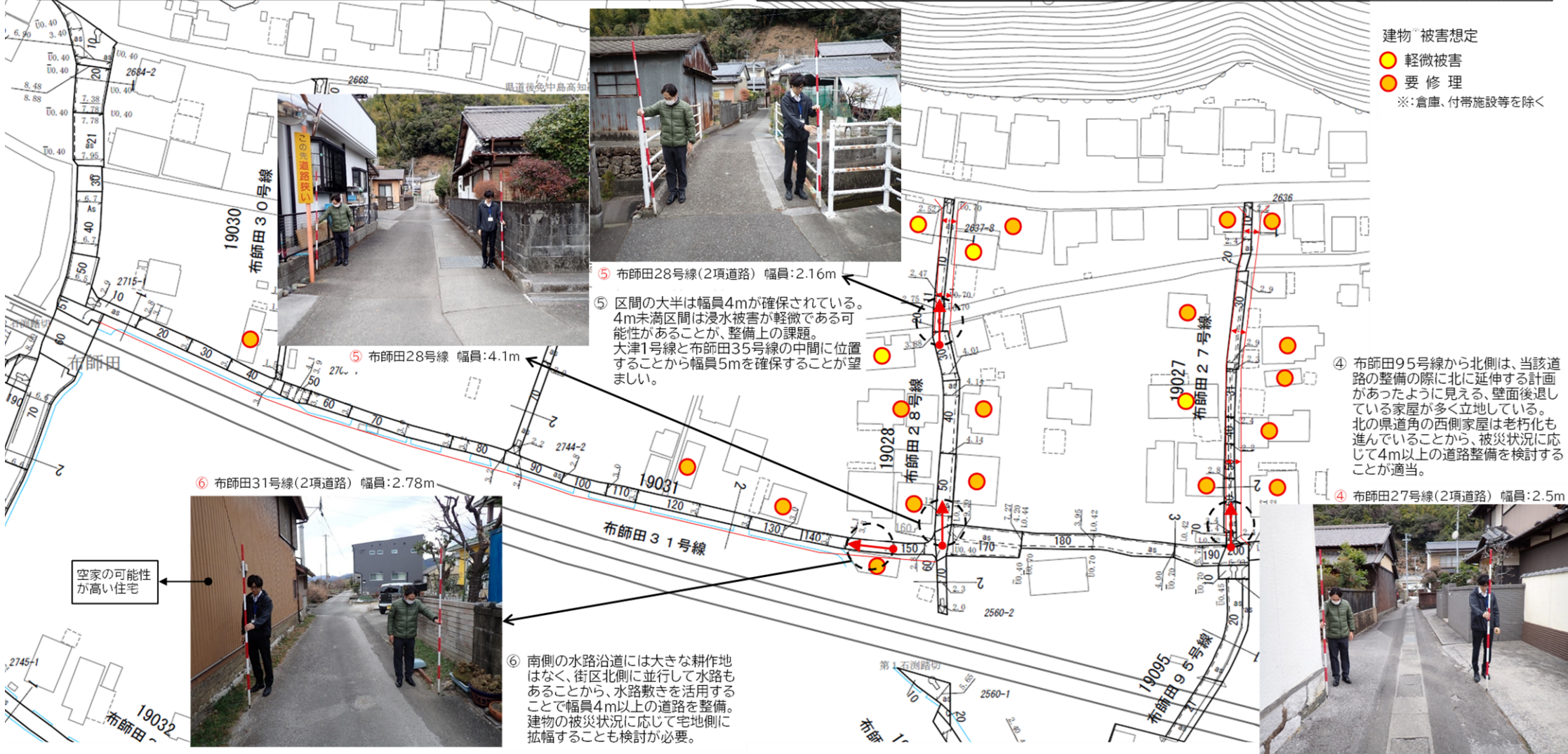
参考:用地面積約2,500㎡※

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編 (布師田・一宮地区)

【調査結果と道路整備課との協議を踏まえた、道路整備計画のまとめ】
 赤丸数字の箇所を被災後は4m以上に拡幅し、避難経路とする。県道御免中島高知線が土砂災害により通行できない場合に、拡幅した市道を曙街道への避難経路として通行する計画とする。
 コンサル案では曙街道と県道との間に準幹線道路として東西に買取等を行い整備するものとなっていたが、南北の曙街道への接続を考慮した道路計画とする。

●整備道路に面する家屋の被害想定を整理し、幅員4m道路による移転等物件の要否を検討
 写真表題に建築基準法上の道路種別、現地調査における道路幅員を記載

高知市道路整備課×防災政策課 協議結果
 (議事録)
 ●市道の整備・拡幅について
 ・あけぼの街道(R195)があるため、新たに道路整備を行うことは難しいのではないかと(曙街道は浸水にも対応するため嵩上げしている。防災機能を含めた道路となっている。)
 次の整備なら可能性はある ①対向車への退避所の整備 ②提案した計画案で新たに道路整備しようとしている部分だけの整備(現道は拡幅できないが)
 (市の見解)
 ・県道の代替道路としては防災機能を備えた曙街道があるため難しいと思われる。
 ・できるとしたら、住宅地から曙街道までの接続道路(南北道路)の利便が悪いので、そこを強化する案となるのではないかと。



① 布師田18号線(指定なし) 幅員:3.04m

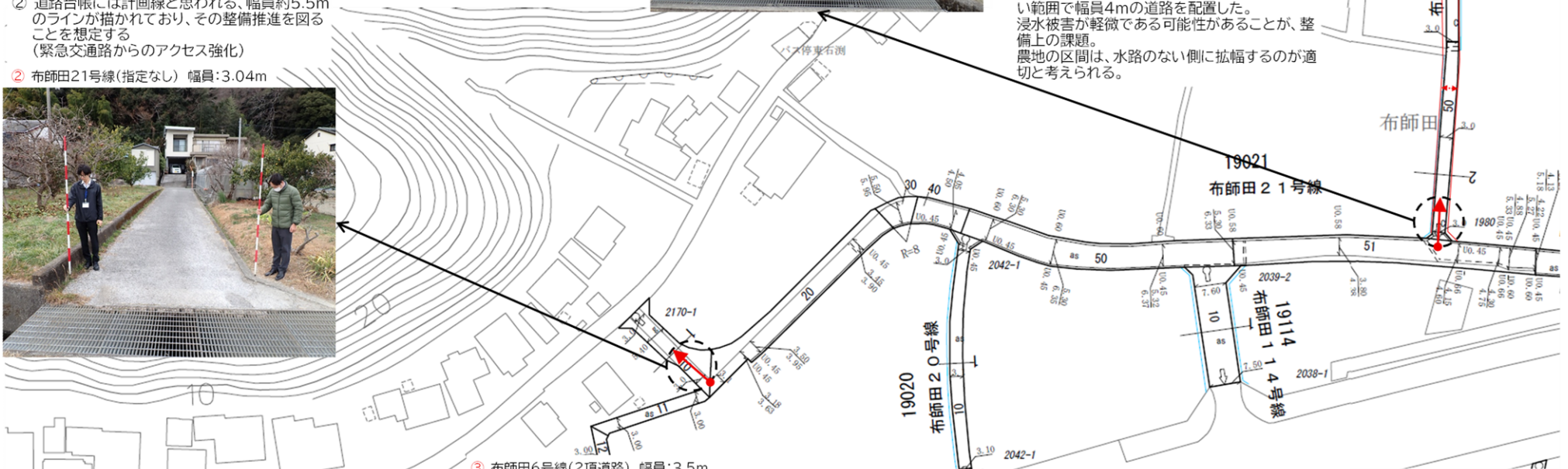


① 布師田18号線(指定なし) 幅員:1.55~2.38m
 ① 県道沿いに集中している家屋本体を切り取らない範囲で幅員4mの道路を配置した。浸水被害が軽微である可能性があることが、整備上の課題。農地の区間は、水路のない側に拡幅するのが適切と考えられる。



② 道路台帳には計画線と思われる、幅員約5.5mのラインが描かれており、その整備推進を図ることを想定する(緊急交通路からのアクセス強化)

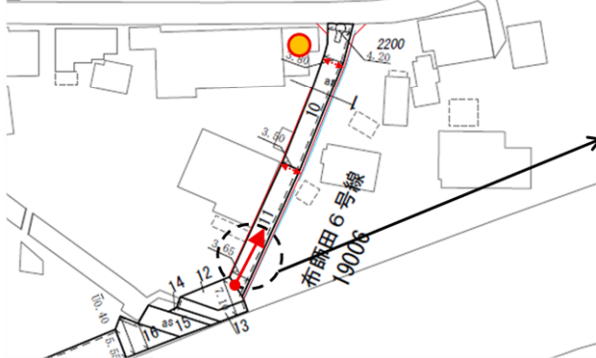
② 布師田21号線(指定なし) 幅員:3.04m



③ 布師田6号線(2項道路) 幅員:3.5m



③ 道路東側には、電柱等以外の物件はないため、東側に拡幅して幅員4mを確保することが可能。布師田6号線の他区間との関係から幅員5mを確保することが望ましい。



建物被害想定
 ● 軽微被害
 ● 要修理
 ※:倉庫、付帯施設等を除く